



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新婦人協会の成立：第一次世界大戦後における女性参政権要求の論理と運動戦略
Author(s)	山中, 仁吉
Citation	北大法学論集, 74(3), 279-332
Issue Date	2023-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90667
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_74_3_07_Yamanaka.pdf



新婦人協会の成立

—— 第一次世界大戦後における
女性参政権要求の論理と運動戦略 ——

山 中 仁 吉

第1章 はじめに

第一次世界大戦を経て日本社会は激変した。女性の就業者は急増し、従来から女性の職業の中心であった女工だけでなく、職業婦人と呼ばれた都市における女性の労働者の台頭が目立った¹。また世界各地で女性参政権が実現し²、これによりある貴族院議員は女性参政権を「世界の大勢」と述べ³、男性による普通選挙運動のなかには男女平等普通選挙を要求する者も現れ始めた。このように日本は政治・社会におけるジェンダー秩序の再編を迫られたが、依然として女性の政治活動の自由さえ保障されてはいなかった。

¹ 職業婦人の増加に関わる計量的な分析は、濱貴子『職業婦人の歴史社会学』晃洋書房、2022年、「第一部 戦前期社会統計調査における職業婦人の状況」に詳しい。

² 例えば1918年にイギリス、1919年にドイツ、1920年にアメリカ。また世界初の女性の選挙権は1893年のイギリス領ニュージーランドである（被選挙権は1919年）。

³ 1919年3月10日、第41議会貴族院本会議で山脇玄「立憲政治の本旨から云ひましても、世界の大勢から見ましても」女性を参政権から除外する理由はないとした（「第41回帝国議会 貴族院 本会議 第16号 大正8年3月10日」283頁）。以下、帝国議会における議事の発言を引用するにあたっては帝国議会会議録検索システム（<https://teikokugikai.indl.go.jp/#/>）を用いた。また、引用に際しては適宜片仮名を平仮名へ、漢字は旧字体を新字体へ改めた。

大日本帝国憲法の制定に前後して成立した市制・町村制と衆議院議員選挙法は、選挙権と被選挙権を男性に限定した。さらに帝国議会開設を控えた1890年7月25日、第一次山県有朋内閣は集会及政社法によって女性が政談集会の発起人になること（第3条）、政談集会に会同すること（第4条）、政社に加入すること（第25条）を禁止した。これらによって明治憲法体制はジェンダー化された政治空間として現出し⁴、女性は議会傍聴と請願という限られた回路を除いてこれに参入する途を閉ざされた。

女性の政治活動を制限する規定は第二次山県有朋内閣が第14議会に提出した法案では削除されていたが、貴族院の主張によって再び法案に盛り込まれ、1900年3月10日に成立した治安警察法の第5条に引き継がれることとなる。第1項が政社に加入することを、第2項が政談集会の会同・発起を禁止した。第21議会から数年にわたって、福田英子や遠藤清子らが第5条改正を求めたが、これは成功を見なかった⁵。治安警察法成立後の早い時期から第5条に対する反対の声はあったのにもかかわらず、改正への動きが組織化されるのは、1919年末に平塚らいてうの主唱のもと市川房枝の協力を得て活動を開始した新婦人協会の設立を待たなければならない。まさに女性参政権が世界的潮流と認識されはじめた時期だった。

だが、早くも1921年7月に市川は留学のために渡米し、平塚もこの時期療養のために活動から距離を置き始める。2人を失いながら新婦人協会が行った議会運動の結果、1922年3月25日、治安警察法第5条第2項の改正案が貴族院で可決される。だが、同年12月8日に新婦人協会は臨時総会にて解散を決定する。かくして新婦人協会の解体に直面した女性参政権運動は再編へと向かう。

従来の研究では、日本の女性参政権運動は女性への抑圧に対抗する「女性解放運動」という側面から分析されることが多く、新婦人協会も国家に挑戦し権

⁴ 大江洋代氏はこれを「女性のいない立憲制」と表現する（大江洋代「第6講 女性の政治参加」歴史学研究会編『「歴史総合」をつむぐ—新しい歴史実践へのいざない』東京大学出版会、2022年）。ただし、1925年の男子普通選挙の成立まで、男性においても納税額に応じて選挙資格が制限されていたし、敗戦直前の一時期を除きエスニシティにかかわらず外地に居住する日本人、朝鮮人、台湾人の男性の選挙権は認められていなかった。

⁵ 兄玉勝子「平民社の婦人たちによる治安警察法第五条修正請願運動について」『歴史評論』323、1977年。

利を求めたことが評価されてきた⁶。そこには国家との対決が善で、提携が悪という図式が表れており、善悪の判断を下すために女性団体や運動家個人の活動履歴が明らかにされてきた。それゆえ十分な内在的な分析は行われてこなかった。

市川房枝の戦争協力への「転向」の過程を跡づけた菅原和子氏の研究⁷を議論の俎上に載せて国家と個人（女性）との対立という図式を批判したのが、山崎裕美氏だった。山崎氏に言わせれば、「市川は国家権力との対決姿勢をとると同時に、国家権力の運営と不可分である政治への参加という政治的自由を求めて運動した」のである⁸。女性参政権運動は、政治への参加を通じて国家の運営に関わる権利を求める運動であった。

山崎氏のように理解するとき、女性参政権運動はいかなる戦略によって権利の獲得を目指したのかが重要な課題として浮上する。しかし、このような課題に取り組むうる政治史の分野において女性参政権運動は研究対象として扱われることはほとんどなかった。日本において女性参政権運動が盛り上がりを見せた第一次世界大戦から満州事変までの期間は、選挙に支えられた、政党間での政権交代が制度化した「政党内閣制」の時代と理解されている⁹。それゆえ選挙権が無く政治結社への加入が禁止されていた女性の存在は後景に退かざるを得

⁶ 日本の女性参政権運動を概説したものとして、市川房枝監修／児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版、1981年、進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有斐閣、2004年などがある。新婦人協会を扱った先行研究として、米田佐代子「婦人解放史における民主主義の課題（一・二）—治安警察法修正運動の意義によせて」『人文学報』89、97、1972年、1974年、志村明子「「新婦人協会」運動とその挫折（1・3）」『中京大学現代社会学部紀要』4(1)、5(1)、6(1)、2010・2012年などがあり、近年では折井美耶子・女性の歴史研究会編著『新婦人協会の研究』ドメス出版、2006年、同編著『新婦人協会の人びと』ドメス出版、2009年が、新婦人協会の会員や活動記録を最も詳細に明らかにしている。

⁷ 菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動—模索と葛藤の政治史』世織書房、2002年。

⁸ 山崎裕美「戦前期における市川房枝の政治観」『東京都立大学法学会雑誌』45(2)、2005年、94頁。

⁹ 村井良太『政党内閣制の成立 一九一八～二七年』有斐閣、2005年、同『政党内閣制の展開と崩壊 一九二七～三六年』有斐閣、2014年。

なかった¹⁰。

新婦人協会に言及した先駆的な先行研究として、松尾尊允氏のものがある¹¹。松尾氏は自由主義者と社会主義者との同盟を普通選挙運動の成功の鍵としてしている¹²。これが女性参政権運動にも適用された。そのため新婦人協会を自由主義の団体として捉え、協会を批判した山川菊栄のような社会主義者を強く非難する、というようにイデオロギーに基づく評価を下すに留まっていた。また、松尾氏は、従来から廃娼運動に取り組んできた婦人矯風会の組織運動の経験を女性参政権運動の成否に関わる要素として重視した。それゆえ婦人矯風会が産婆役を務め成立した婦選獲得同盟に対して、「団体生活に不向きな人間である」平塚を一因に崩壊した新婦人協会には運動として低い評価がされる。

欧米の研究で近年指摘されるように、女性参政権の実現には立法者である男性政治家による容認が必要である¹³。そうであれば、イデオロギーや運動家の個性から協力可能性を判定するのではなく、組織化の方策や政治家からの協力を得るための運動戦略が明らかにされなければならない。ましてや「男子と協同」して運動を進めることを主張したことを以て、新婦人協会には「男子にたよらざるを得なかった当時の婦人運動の脆弱な体質が露呈されている」と指摘することなどできない¹⁴。

¹⁰ ただし、村井良太氏は「デモクラシー」という精神の体現者あるいは推進者としての市川房枝に着目し、政治体制を市川の時事評論を通じて分析している（村井良太「1920年代の政治改革、その逆コースと市川房枝—政党内閣制黄昏期の内閣と議会と社会」坂本一登・五百旗頭薫編著『日本政治史の新地平』吉田書店、2013年、同『市川房枝』ミネルヴァ書房、2021年）。

¹¹ 松尾尊允「大正期婦人の政治的自由獲得運動—新婦人協会から婦選獲得同盟へ」『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店、1989年。

¹² 宮崎隆次「学会展望 松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』（岩波書店、1989年）」『国家学会雑誌』103（1・2）1990年、126頁。

¹³ さらに男性政治家からの容認を得るためには、男性政治家が、多くの女性が支持する女性参政権を実現することで自身が新たな有権者となった女性を動員でき自らの集票に結び付くという期待を持つことが重要である、とされる。Teele, Dawn Langan. *Forging the Franchise: The Political Origins of the Women's Vote*. Princeton University Press. 2018. pp.29-47.

¹⁴ 梅村光弘「わが国における婦人参政権運動の特質について—新婦人協会ならびに婦選獲得同盟を中心に」『松阪女子短期大学論叢』16、1980年、2頁。

以上の考察から、本稿は、第一に、山崎裕美氏の指摘を継承して、国家・対・個人（女性）の図式にとどまらない政治参加運動として女性参政権運動を再定位し、第二に、松尾尊兌氏の検証を継承しつつ、自由主義と社会主義の連合可能性という図式に収斂しないより多元的な群像劇を再構成したいと考える。

より具体的な課題として次の2つを設定する。第一に、新婦人協会の結成に際して、創立者である平塚らいてう、奥むめお、市川房枝はいかなる運動戦略を提出したのか、それらの戦略は女性参政権の正当化言説といかなる関係にあったのか。第二に、実際の運動や外部からの批判を通じて彼女らの戦略は変容したのか、変容したならばいかなる変容であったのか。

したがって、本稿の構成は、第2章において女性参政権の正当化言説との関連に注目しながら運動戦略を明らかにし、第3章ではその運動戦略の下でいかなる対議会運動が行われたのかを検討する。第4章では、前章までの成果を整理した上で、新婦人協会の解体までを簡単に展望する。

ここで本稿が分析する「女性参政権」について確認する。政党内閣期に「婦選三案」としてその実現が図られた「女性参政権」には3つの権利が含まれていると言われる。第一に、国の政治に参加する権利（狭義の参政権）。第二に、地方政治に参加する権利（公民権）。第三に、政治結社に加入する権利（結社権）である¹⁵。新婦人協会の請願運動では政談集会への参加が争点となっていたことを考慮すると、政党内閣期以前も含めた女性参政権運動を検討する際には、政談集会への参加を女性参政権に加えてよいであろう。

本稿では、第三の分類に政談集会への参加を加えることで、政治結社への加入と併せたこの分類を「政治活動の自由」と定義する。「女性参政権」は3つの分類をすべて含んだものとして使用する。山崎氏の言う「政治的自由」とは本稿で言う「女性参政権」に相当する。「女性参政権構想」は女性参政権の正当化言説、3つの分類の相互関係、獲得に向けた運動戦略などを含むものとする。また、国の政治に参加する狭義の参政権について、上位概念である「女性参政権」との区別のため「選挙権」と呼ぶ。その際、特段の記載がない限り、「選挙権」には選挙権と被選挙権を含むこととする。

最後に、用いる史料について、本稿では関係者の時評と自伝・回想を主に用いる。前者は、先行研究においても従来用いられてきたが、そこでは女性知識

¹⁵ 前掲・児玉『婦人参政権運動小史』20頁。

人の思想内容を明らかにすることが目的であった。だが、本稿では、運動指導者の戦略を明らかにするという新たな視角のもとにこれらを分析する¹⁶。後者について、本稿では史料上の制約のため既存の研究と同様に関係者の自伝や回想を多く用いる。ただし、当時における当人の認識や内的契機に関する記述には執筆時の立場からの遡及的な論理の体系化や自己正当化が含まれている可能性がある。それゆえこれらを引用するに際しては、多くの研究ですでに事実と認められたものを除き、傍証として用いるにとどめるか、あるいは他の同時代の史料から信憑性を検証することに努める。

第2章 新婦人協会の結成

第1節 創立者たちの邂逅

本節では、新婦人協会創立者の女性参政権構想の検討に入る前に、協会の結成過程を確認する。次節では時評を用いて結成に至るまでの創立者たちの論理展開を分析するが、その前提として当時創立者たちはいかなる問題に取り囲まれていたのかを明らかにする。この作業によって特定の運動戦略がいかなる文脈の下で選択されていくのかを検証することができる。

新婦人協会の創立者となる平塚らいてうと市川房枝が出会ったのは、1918年夏、山田わか夫の夫である嘉吉の私塾であったという¹⁷。市川は1917年7月から勤めていた『名古屋新聞』をこの年の8月に退職、上京した。東京ではユニテリアン教会に通い、沖野岩三郎や松岡駒吉など友愛会会員や、弁護士の方山六之助などと面識を得ていた。塾には兄の紹介で入塾し、市川は神近市子ともここで知り合っていた¹⁸。一方、平塚は1914年に伊藤野枝へ『青鞥』の編集を譲り、翌年4月からこの塾で学んでいた。2人の子を出産し、1918年からは与謝野と

¹⁶ 平塚らいてう、与謝野晶子、市川房枝の著作集から引用を行う場合はそのことを明記し、著作集収録のものであっても初出文献や著者自らの手による評論集等から引用する場合には特に著作集の掲載頁は記載しない。また、著作集未収録のものや著作集では初出不明とされていたものを初出文献から引用するに際しては都度そのことを明記する。

¹⁷ 山田嘉吉は山田わか夫の夫で、社会学者。1906年に外国語を教える私塾を開く。

¹⁸ 市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房、1974年、37-42、45、54-55頁。

の間で母性保護論争を交わしていた。

母性保護論争の発端は、与謝野晶子が『婦人公論』に発表した小論「女子の徹底した独立」である¹⁹。与謝野は、国家に対して保護を求めることは「依頼主義」で、そうである限り女性が経済的独立を果たすことは不可能だとして、エレン・ケイに影響を受けた「母性保護」を批判した。これを当時エレン・ケイに傾倒していた平塚が反論し、後に山川菊栄や山田わかを巻き込みながら論争は展開していった²⁰。

塾では平塚と市川は顔を合わせていた程度であったようだ。だが、この時の出会いを奇貨として、1919年8月1日から三日間名古屋で『名古屋新聞』と中京婦人会の共催で開催された夏期婦人講習会に際して、市川は『名古屋新聞』からの依頼で、平塚と山田わかに講師としての登壇を乞うた。講習会には平塚と山田の他に後に新婦人協会に加わる高梨(田中)孝子が講師として出席した。講習会の後、平塚は『国民新聞』からの依頼で愛知県下の織物工場における女性労働者の視察記を書くことになっていたが、ここで市川が案内役をしたことで「或程度接近することになった」という²¹。

この頃から平塚は女性のための新たな施設を構想していた。8月21日、梅田きよ²²へあてた手紙で次のように語った²³。

「自分で働いて生活してゐるたくさんの独身の職業婦人や労働婦人のために又は遠方から東京へ出て来てゐる苦学生にとって、嬉しく勉強できる女の学生のために、ほんたうに気持ちのいい自由な休息所でもあり修養所でもある寄宿舎のやうなものを立て、さういふ婦人たちの理解のある相談相手といふやうなものになって行きたいやうな気がします。そしてその中に婦人職業の紹介所や男

¹⁹ 与謝野晶子「紫影録」『婦人公論』1918年3月号に収録。

²⁰ 香内信子「『母性保護論争』の歴史的意義—「論争」から「運動」へのつながり」『歴史評論』195、1966年、29-31頁。母性保護論争については香内信子「解題」同編『資料 母性保護論争』ドメス出版、1984年も詳しい。また、平塚と山田は、当時塾でエレン・ケイ『恋愛と結婚』を教材に英語を学んでいたという（前掲・市川『市川房枝自伝』37-38頁）。

²¹ 市川房枝『私の婦人運動』秋元書房、1972年、8-10頁。

²² 梅田は平塚の支援者で、のちに新婦人協会にも寄付を行う（加瀬厚子「梅田きよ」前掲『新婦人協会の人びと』52-53頁）。

²³ 「〈資料〉梅田きよ宛 らいてう書簡」『平塚らいてうの会紀要』6、2013年、32頁。

女交際の適当な機関や或る意味の結婚紹介所といふやうなものも身の上相談といふやうな処も設けて、實際的に色々の婦人問題を解決もし、研究もして行きたいと思ひます。そして雑誌もそこから出せたら命あるものが出せるやうに思ひます」。

ここで構想されているものは、職業婦人や女子学生を支援する施設であり、「婦人問題」へ取り組みは副次的なものだった。これが「新婦人協会構想の原型」であったとされる²⁴。平塚は9月初旬には構想を具体化させ、市川に雑誌を担当することを依頼した²⁵。しかし、大日本労働総同盟友愛会²⁶（以下、友愛会）への就職の交渉が進んでいたため市川はこれを辞退することになる。

1919年9月上旬、市川は沖野岩三郎から友愛会の婦人部の記者として機関誌の編集をしないかとの打診があり、これを承諾し、松岡駒吉の面接を受け就職したという²⁷。市川が加入した当時、友愛会ではILOの第一回国際労働会議へ派遣される労働代表の人選が問題となっていた。友愛会婦人部にいた市川は、東京モスリン工場の女工で友愛会理事であった山内みなを政府代表顧問の田中孝子の随員として推薦した。しかし、労働組合を無視して労働代表を選出した政府に反対していた友愛会本部は、山内の派遣に反対し、山内は辞退する。これが直接的な原因となって市川は友愛会を辞した²⁸。

友愛会では市川を『友愛婦人』記者に採用しておきながら、男性幹部は市川

²⁴ 折井美耶子「平塚らいてうの新婦人協会構想と市川房枝」『平塚らいてうの会紀要』6、2013年、25-26頁。

²⁵ 市川房枝「創立より女性同盟発刊迄（上）」『女性同盟』1、1920年11月6日、44頁。

²⁶ 友愛会は、東京帝国大学を卒業後、大日本印刷や朝日新聞を経て、日本ユニテリアン協会・惟一館に所属していた鈴木文治によって、1912年8月1日に結成された。当初労働者の修養を説いていたが、第一次世界大戦下で急増した労働争議に多く関与することで、労働組合としての性格を強めていき、1919年8月には7周年大会で大日本労働組合総同盟友愛会へと改称した。結成から本格的な労働組合へと性質を変えていく過程は松尾尊兌「Ⅱ 友愛会史論」『大正デモクラシーの研究』青木書店、1966年に詳しい。

²⁷ 前掲・市川『市川房枝自伝』45頁。

²⁸ この時の事情を市川は「友愛会と婦人労働者」『婦人画報』1920年1月（市川房枝記念会監修『市川房枝集 第1巻』日本図書センター、1994年、18-44頁に収録）にて詳細に語っている。

に原稿を書く机さえ用意しなかったという²⁹。「私〔市川：引用者による。以下同じ〕は総同盟のなかで、どれほど男女の差別が残されているかを、いやというほどみせつけられてきた。私としては婦人の労働運動をするまえに男女同権の婦人運動をせねばならないという結論をだしたのだ」と、「男女同権の婦人運動」の必要性を自覚したと山内に語ったようだ³⁰。

友愛会辞任後の10月中旬に再度平塚から運動の相談を受け、市川はこれを承諾した³¹。この時誘われた市川は「婦人の地位向上、婦人の解放という目的はかねて私が望んでいたことなのでよろこんで協力します」と答えたという³²。また平塚は、市川に協力を依頼する直前、運動の計画を山田わかと夫の嘉吉に打ち明けたが、協力を断られていた³³。山田夫妻は「平塚氏はそういう運動には不適當なひとだからやめた方がよい」と告げられたと市川は残している³⁴。

平塚と市川は資金難のために会館や雑誌は後回しにし、運動の目的や計画をまず発表して直ちに運動に着手することを決めた³⁵。そのような時に平塚は大阪朝日新聞社が開催する婦人会関西連合大会³⁶への出席依頼を引き受ける³⁷。

²⁹ 山内みな「このひとを訪ねて—山内みな」『同盟』216、1976年7月、69頁。

³⁰ 山内みな『山内みな自伝 十二歳の紡績女工からの生涯』新宿書房、1975年、66頁。

³¹ 前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄（上）」44頁。

³² 前掲・市川『私の婦人運動』12頁。

³³ 平塚らいてう『元始、女性は太陽であった—平塚らいてう自伝（完結篇）』大月書店、1973年、39頁。前掲・市川『私の婦人運動』11-12頁。

³⁴ 前掲・市川『私の婦人運動』12頁。また山田わか自身、個人で雑誌—のちに『婦人と新社会』として発刊される—を発行するという計画が別に進んでおり、平塚の雑誌を手伝うことが難しくなるという事情があった（平塚らいてう「新婦人協会の回顧」『婦人公論』1923年3月－7月号（平塚らいてう著作集編集委員会編『平塚らいてう著作集』第3巻、大月書店、1983年、275-276頁）。

³⁵ 前掲・市川『私の婦人運動』12-13頁。

³⁶ この大会は大阪朝日新聞記者の恩田和子が主導によって、大阪の女性団体のネットワーク化を目的に、1919年11月24日午前の発起人会に続き午後第1回が開催された。1923年に全関西婦人連合会へと改称し、1941年の第22回まで行われた（石月静恵・大阪女性史研究会編著『女性ネットワークの誕生—全関西婦人連合会の成立と活動』ドメス出版、2020年）。

³⁷ 11月17日付で紙上にその出席が発表された（「婦人界の新運動 生活改造の

11月24日、婦人会関西連合大会にて発表された「婦人の団結を望む」の中で、平塚は運動へ向けた抱負を明らかにし³⁸、婦人会関西連合会の開催という女性の団結の実現を一時的なものではなく、持続的なものへすべきことを呼び掛けた³⁹。講演の後、平塚は出席者たちに趣旨書を配り、新婦人協会の運動と事業を説明した⁴⁰。趣旨書は1919年11月下旬の作成で、発起人は平塚一人となっている⁴¹。趣旨書は「今回茲に婦人の団体的活動のための一機関として「新婦人協会」なるものを創立し、婦人相互の団体を計り、婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の増進、権利の獲得等のために努力しやうと決心」したと語る。

だが、新婦人協会の創立を発表した時、平塚は治安警察法第5条改正に取り組むことを明言してはいなかった。趣旨書には言及がなく、直後の報道ではその趣旨書の内容が説明されたに過ぎない⁴²。一方で、大会の翌日25日、大阪婦人十日会会員の発起によって平塚と山田わかの講話会が開催されたが、平塚は「結婚にあたって男子の血液検査をする事を法律に制定されるやう来年より議会に出願する」と語る⁴³。結成当初から平塚は、花柳病男子結婚制限法制定の運動を視野に入れていた。

第一声』『大阪朝日新聞』1919年11月17日朝刊)。

³⁸ 「壇上に立つた平塚雷鳥女史 『団結によつて實際運動に入る時代は来ました』」『大阪朝日新聞』1919年11月25日夕刊。前掲・平塚『元始、女性は太陽であった』42頁。

³⁹ 平塚らいてう「婦人の団結を望む」『大阪朝日新聞』1919年11月30日夕刊。著作集では初出不明。

⁴⁰ 前掲・平塚『元始、女性は太陽であった』43頁。

⁴¹ 「「新婦人協会」の創立に就いて」『オンライン版市川房枝資料』14042、市川房枝記念会女性と政治センター婦選会館所蔵。これは石月静恵氏によって発見された岸和田の山岡家所蔵の文書であり、大阪の婦人会関西連合会で配布された最初の趣意書であることは間違いないとされる(折井美耶子「総論 新婦人協会の歴史的意義」前掲『新婦人協会の研究』24頁。石月静恵『戦間期の女性運動』東方出版、1996年、102頁)。

⁴² 「南京蟲に責られて 貧民窟の雷鳥女史 関西に滞在して新婦人協会の計画」『東京朝日新聞』1919年12月3日朝刊。

⁴³ 「平塚、山田両女史を囲んで大阪婦人十日会員四十名の懇談」『大阪朝日新聞』1919年11月26日朝刊。

帰京後の12月上旬、市川と平塚は治安警察法制定当時改正運動に従事した遠藤清子を巣鴨に訪ね、当時のことを聞いた。遠藤から「やっぱりこの運動をね、やってほしいというような希望があり」、これが治安警察法第5条の改正を採り上げる一つの契機となったという⁴⁴。市川と平塚は2人で相談し、平塚の構想の全てを着手することが不可能だからと最初の運動を治安警察法第5条改正運動に絞った⁴⁵。

12月19日、2人は東京で新婦人協会の創立を新聞発表した⁴⁶。発表と同時に、先輩知人に賛助者となつてほしいとの書面を出し⁴⁷、市川は理解のある識者を訪問、平塚が2つの請願の案文の起草に着手する⁴⁸。22日、『東京朝日新聞』にて治安警察法改正に向けて議会へ請願運動を行う計画が明かされた。平塚は「治安警察法はもう世間も認めてゐる事ですから割合に容易く行くだらう」と楽観視していた。ただ、もう一つの花柳病男子結婚制限法の制定は「稍難かしいから急には望めませんけれど提出するだけでも自覚が促されると思ふ」と、「自覚」を促すことに提出の意義を認めていた⁴⁹。

しかし、2人とも議会への請願の方法には不案内であった⁵⁰。知人の神近市子から富田幸次郎（憲政会）を紹介され、請願書の形式・手続きを教えられ

⁴⁴ 国立国会図書館憲政資料室蔵「市川房枝政治談話録音速記録」国立国会図書館主題情報部、2006年、13頁。前掲・市川『市川房枝自伝』53頁。この後に第42議会へ提出する請願書を受け取った遠藤は「治安警察法第五条の修正の方は、私の年来の主張でもあり、勿論異論のある筈はありません」と言っている（遠藤清〔遠藤清子〕「平塚与謝野両氏へ」『法治国』63、1920年4月1日、42頁）。

⁴⁵ 前掲・「市川房枝政治談話録音速記録」11頁。

⁴⁶ 前掲・市川『私の婦人運動』13頁。

⁴⁷ 12月20日に発起人は平塚で趣意書が全国に配布中であることが報じられた（「平塚明子さんが先に立つて新婦人協会を起す 婦人の教化を目的とし共同の寄宿所を建て身の上も引受く」『読売新聞』1919年12月20日朝刊）。

⁴⁸ 前掲・市川『私の婦人運動』13-14頁。市川の訪問の様子は、前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄（上）」45-46頁。

⁴⁹ 「平塚雷鳥女史が結婚法を議会へ 血液検査の請願提出 女子が政治の結社へ加入も出来るやうに」『東京朝日新聞』1919年12月22日朝刊。

⁵⁰ 前掲・市川『私の婦人運動』98頁。前掲・平塚『元始、女性は大太陽であった』77頁。

る⁵¹。市川は富田を訪問し「特に文章の中に敬語を使うようにと注意された」と記している⁵²。

創立発表以来、市川と平塚は運動や事務に追われていた。新たな人員として平塚と同じ日本女子大学校家政学部出身で「労働問題に興味を持つてゐられた」という奥むめおを誘う⁵³。平塚は、奥のことを「政治雑誌の記者」で「ほんの短い期間のやうでしたが女工となつて女工生活のことをその雑誌に書かれたりなどして労働婦人の味方として、婦人労働問題の闘士として、顔を出されるやうになりました」と後にその印象を語っている⁵⁴。奥は夫からの説得もあり参加を決め⁵⁵、1920年1月の協議会から新婦人協会に参加する。

奥はこれ以前、1916年9月に、立憲青年党の橋本徹馬・加藤勘十の『一大帝国』（後に『労働世界』）の一大帝国社の「婦人記者」をしており、労働問題の勉強を始め、1919年6月初旬には実際に紡績工場で働いていた。第1回国際労働会議に派遣される田中孝子の夫である田中王堂から教えを受けていたこともあり、この会議に女性労働者の代表として奥を送ろうという話が持ち上がっていた程だったという⁵⁶。だが、「労働問題を学ぶことは楽しかったが、労働者でもないわたしが世間からちやほやされるのが恥ずかしいと思うようになった」奥は、結婚後「もう世に出る心も捨てて、原稿生活に力を入れれば勉強もできるのを楽しみに、良人の翻訳物の清書などをしていた」ようだ⁵⁷。

以上のような過程を経て、平塚、市川、奥という新婦人協会の創立者たちは

⁵¹ 前掲・市川『私の婦人運動』15頁。

⁵² 前掲・市川『市川房枝自伝』55頁。

⁵³ 前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄（上）」46頁。

⁵⁴ 平塚明「平塚らいてう」「奥むめおさんのこと」『婦人公論』1925年12月（『雲・草・人』小山書店、1933年、265頁）。

⁵⁵ 奥むめお「私の半生記」（1956年11月稿）『あけくれ』ダヴィッド社、1957年、23-24頁。

⁵⁶ 奥むめお『野火あかあかと一奥むめお自伝』ドメス出版社、1988年、38-39頁。新婦人協会加入以前の奥については、伊東久智「第八章 「院外青年」の男性性—立憲青年党と和田（奥）むめおを事例として」『「院外青年」運動の研究—日露戦後～第一次大戦期における若者と政治との関係史』晃洋書房、2019年を参照。

⁵⁷ 前掲・奥『野火あかあかと』44-45頁。

出会った。そして1920年1月6日、「新しく運動を起こすについては、すでに承諾を得ている婦人賛助員の有志の方々の賛成を得る必要があると考え」、平塚の自宅で新婦人協会協議会が開催された⁵⁸。参加者は発起人の平塚、市川、奥の他に、田中芳子、田中孝子、生田花世、塚本なか子、近藤綾子、山田美都子、山内みな、伊藤朝子、平山六之助（妻信子の代理）、矢部初子、大沢豊子（『時事新報』記者）、竹中繫子（『東京朝日新聞』記者）、吉田清子（『国民新聞』記者）であった。遠藤清子にも参加を呼び掛けていたが、病気のため出席しなかった⁵⁹。

この日初めて協会に参加した奥によれば、協議会に先だって平塚と市川は第42議会に向けて2つの請願運動を行う方針を決めていたとされる⁶⁰。この方針の下、平塚が起草した治安警察法第5条修正と花柳病男子結婚制限法制定に関する請願書の草案が審議にかけられ、いずれも可決された⁶¹。こうして第42議会において新婦人協会は本格的に対議会運動を開始する。

以上のように結成過程を確認したところ、労働問題への関心が結成に少なからず関わっていたようである。そもそも母性保護論争では女性の職業、経済的独立が主題であったし、平塚と市川が関係を深めるきっかけには工場見学が決定的な役割を果たしていた。そのような2人は労働運動の士として知られた奥を勧誘したのである。労働問題への着目から新婦人協会の結成へ至る論理は、平塚の女性参政権構想を検討する中で明らかになる。

次節では、まず協会結成時の平塚の構想を明らかにする。次に協会内において大枠を共有しつつも平塚と微妙に異なる構想が生起する可能性を、市川房枝と奥むめおから指摘し、第41議会へ提出される治安警察法第5条改正請願書を検討する。最後に協会外において批判者として存在した与謝野晶子の構想を明らかにする。

⁵⁸ 前掲・市川『私の婦人運動』14頁。「花柳病男子の結婚制限の請願条項を決議し 本日より運動開始」『読売新聞』1920年1月7日朝刊。「昨夜らいてう宅の会合 女権拡張の第一声を挙ぐ 参政主張と一結婚法の改正」『東京朝日新聞』1920年1月7日朝刊。

⁵⁹ 前掲・遠藤「平塚と謝野両氏へ」42頁。

⁶⁰ 前掲・奥『野火あかあかと』47頁。

⁶¹ 穂積重遠や平山六之助が添削。前掲・市川『私の婦人運動』15頁。前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（上）」26頁。

第2節 女性参政権構想

第1項 平塚らいてうの場合

『青鞥』創刊号において「元始、女性は大陽であつた」と宣言した時、平塚は女性の解放にとって内面世界の革命・変革を最重要視した。男性を普遍化して創造された「人間」になることを拒否し、「女性として」の解放や権利の追求を目指したのである。1914年、恋愛を経て妊娠・出産して母親になるという体験を通じて、平塚は子どもとの関係性のなかで「母性」を発見するに至る⁶²。平塚の「母性」において「子」がその主張の中核を占める。

母性保護論争のなかで平塚は、子どもを産み育てるという「母の仕事」を「私的事業」ではなく「社会的事業」「国家的事業」と捉え、「母性保護」を国家に要求する。女性の経済的独立には労働が必要であり、「よき母になろうと思へば、よき職業婦人になり得ず、よき職業婦人になろうと思へば、よき母となり得ないジレンマ」があると指摘した⁶³。つまり平塚は、生活の維持のための職業と育児との矛盾に直面する女性に対して、「母の仕事」に重きを置きそれを国家が保護することでこれを解決しようとした。

そのような平塚にとって、生活を左右する問題ではない選挙権は重要な課題ではなかった。平塚は1919年4月に『中外』に掲載された「我が国の婦人参政権問題について」で次のように述べる。第一次大戦を経て「婦人参政の権利は世界的承認を得た」ものの、未だ日本で女性が選挙権を要求すべき時期ではない。なぜなら、第一に、日頃男女平等の権利の獲得を唱える与謝野などの論者でさえ育児を理由に政治運動に時間と精力を割くことを拒否しているため、母親としての仕事を捨ててまで運動を起こさないだろう。平塚は彼女らを「知識階級の婦人」と言う。第二に、「中流下流の婦人」の大多数は貧乏と子供の世話で心身の余裕が無い状態にあり、また選挙権は必要に迫られるような重大で緊

⁶² 館かおる「日本のフェミニズム理論—平塚らいてうにおける「母性」とフェミニズムを中心に」女性学研究会編『女目で見ると講座女性学4』勁草書房、1987年、263-271頁。

⁶³ 前掲・香内「『母性保護論争』の歴史的意義」34-35頁。香内氏によれば、家庭と労働の両立不可能性を説く平塚の立場には、モラル解放と社会政策との関係が未分化のままの、「婦人よ家庭に帰れ、しかして、社会の為、国家の為に立派な子供を育成せよ」といった主張に接近する側面が見られるという(35頁)。

急の問題ではない。第三に、選挙権の獲得によって可能となる政治・立法を通じた社会改造の範囲は極めて狭く、女性が議會の大半を占め、また女性の意見が社会の輿論とならなければ、「婦人問題」の解決は望めない⁶⁴。

日本で女性が選挙権を要求するには、まず理由の第一で言及されたような「知識階級の婦人」が運動を起こすことが必要になるが、いかにして政治運動と育児との矛盾の解消が図られるのかには回答していない。

第三で述べているように、平塚はそもそも選挙権獲得によって「婦人問題」を解決ができるとは考えていなかった。むしろ「参政権〔選挙権〕を得るよりも自分たちの思想を社会に宣伝して、輿論を惹起する仕事のほうが大切」であった。また、「中流下流の婦人」（「知識階級以外の一般の婦人」とも言われる）は余裕が無いだけでなく、「まだ公民としての自覚もほとんどなく、したがって、政治上の興味や知識を他の方面よりも殊にはなはだしく欠いているありさまですから、そういう婦人たちの中からはなおさら起こりそうもありません」と、政治に関する教育の必要性が示されている⁶⁵。すなわち「婦人問題」の解決にまず必要なのは、女性の選挙権の獲得ではなく、社会に対する輿論の喚起と「中流下流の婦人」の啓蒙なのであった。

しかし、同時期、平塚は「屈従に屈従を重ねてきた我が国の婦人も、ようやく一個の人格者としての婦人の自由と權威とを自覚し、各方面に徐々にではありますが諸種の権利を要求しはじめ」たと考え、女性自身が運動を起こすことに期待しはじめてもいた⁶⁶。「知識階級の婦人」の中から運動が生起する可能性を見出した。ただし、平塚の諸論稿からは、女性が政治運動と育児の矛盾をいかに克服したのか、「知識階級の婦人」が「自覚」し権利を要求し始めたという事実が何を指しているのかは明らかでない。

⁶⁴ 平塚らいてう「我が国の婦人参政権問題について」『中外』3（4）、1919年4月、98-99頁。『中外』の当該号では「婦人参政権の要求」という特集が組まれ、平塚の他に山川菊栄「根本的解決としての婦人解放」、西川文子「日本婦人も参政権を要求せよ」、山田わか「一般婦人の政治的自覚を俟つ」が掲載されている。

⁶⁵ 前掲・平塚「我が国の婦人参政権問題について」99-100頁。

⁶⁶ 平塚明〔平塚らいてう〕「我が現行法上の婦人」『婦人と子供の権利』天祐社、1919年、31-32頁。ところで「我が現行法上の婦人」の初出時期は不明だが、1919年12月に出版された『婦人と子供の権利』は、1917年12月から1919年8月まで1年半の間に書いた評論、感想、翻訳を集めたものだという（「序にかへて」）。

また、女性の選挙権の意義を肯定的に評価してもいた。平塚は「男女同権」を目的にした選挙権要求を非難するが、第一に男性中心社会の是正のため、第二に女性（殊に母親）と子供の権利の保護のため、第三に女性運動が実際に成果をあげるため、という3つ理由から「法律の改正並に制定に直接干与し得るやうになつて行かなければならない」と考えてた⁶⁷。特に第二の理由を見ると、平塚は女性の選挙権を「母性保護」のために必要だと考えていたことが分かる。1886年の設立当初から婦人矯風会が進める廃娼運動や禁酒運動について「もし婦人が立法権をもっていたなら、多少の成績を挙げたであらまいしょう」と述べ⁶⁸、平塚は選挙権の獲得による社会改造の範囲は狭いと考えていたとしても、選挙権に一定の役割を認めていた。

だが、依然として平塚自身が運動に関与することには消極的であった。なぜなら、多数の女性が高い教育と生活上の訓練を受けて女性全体が進歩しなければ、権利を獲得したとしても行使する実力を欠いており、改正への努力も無駄となるため、「今日まで多くの不満を心に抱きながらも、しかも自ら立ってそれが改正の請願運動などに携わることを私〔平塚〕に差控えさせていた」のだ⁶⁹。

すなわち平塚は、「知識階級の婦人」による運動の兆しに期待を寄せたが、自らの運動参加には躊躇いがあった。女性参政権を「母性保護」の実現に向けて有効な手段であると認識していたが、多くの「中流下流の婦人」にそれを行行使する実力が無ければ意味がないと見ていたのである。遂に平塚はこの現状を変えるために動き出すことになる。直面した女工問題がその契機であった。

1918年3月からの一年の間に最も盛り上がった母性保護論争の中で、平塚は既に女性の労働に関わる問題に注目していたが、1919年の6月と7月に相次いで「日本における女工問題」⁷⁰と「女工国日本」⁷¹を発表し、平塚は名古屋の工場

⁶⁷ 前掲・平塚「我が現行法上の婦人」34頁。

⁶⁸ 前掲・平塚「我が現行法上の婦人」35頁。

⁶⁹ 前掲・平塚「我が現行法上の婦人」33頁。ただし、「花柳病男子に対する結婚禁止」については、「婦人自身と子供の生活を保護する為に」、法律が早く制定されるよう「要求すべき」だと運動に前向きな態度を示した（42頁）。

⁷⁰ 平塚明〔平塚らいてう〕「日本における女工問題」『婦人公論』1919年6月号（前掲『婦人と子供の権利』）。

⁷¹ 平塚雷鳥〔平塚らいてう〕「女工国日本 七十万人に代つて政府は其保護を

の視察記を9月から「名古屋地方の女工生活」と題して連載した⁷²。1919年3月から第一次大戦後のパリ講和会議での「婦人労働者保護」などの議論が報道されはじめ、6月頃から第一回国際労働会議への労働代表の選出が問題となるこの時期に⁷³、平塚も女性の労働とりわけ女工問題に対する関心が高かったことが窺える⁷⁴。

平塚は、女工の劣悪な労働環境について知りその悲惨な健康状態を案じた。「自身の属する一家の痛切な要求（食べるといふ）」のために職業に就いた「下層階級の一般労働婦人」である女工は、「次代を産み且つ育てる重任のある婦人でありますから、彼等の心身の破壊は彼等一個に止らず、必ず国民の若しくは種族の将来に影響するといふところから、単に人権上、社会道德上、又は人道上の問題ばかりでなく、国家の立場から見ても重大な意義を有つてゐる」と、母とその子（「次代」）を保護するために女工問題の重要性を語る。だが、女工は「無智と奴隷根性」のためにその状態を甘受していると平塚は考えた。それゆえ「女工問題の解決は、まづ彼等に知識を与へ、彼等を教育し、陶冶して而して後彼等の自覚を喚起することから始められねばならぬとさへ思つた」と言う⁷⁵。労働と出産・育児との矛盾に困難を抱える女工の現状を目の当たりにした平塚は、女工を啓蒙し指導することを差し迫った課題と認識したのである。

解決へ向けた具体案の一つとして「我が知識階級の婦人の中から女工のため

資本家に強要せよ」『国民新聞』1919年7月28日。著作集では初出不明。

⁷² 平塚らいてう「名古屋地方の女工生活（一～十）」『国民新聞』1919年9月8、10-14、16、17、22、24日。渡部徹「一九一八年より二一年にいたる労働運動思想の推移—サンジカリズムへの傾斜の過程」井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、1969年、216-223頁。

⁷³ 渡部徹「一九一八年より二一年にいたる労働運動思想の推移—サンジカリズムへの傾斜の過程」井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、1969年、216-223頁。

⁷⁴ 1919年12月7日に出版した『婦人と子供の権利』天祐社を見ると、これら3つの論説の他にも女性の労働に関する論説が多数収録されている。掲載順に「母性保護の主張は依頼主義に非ず」『婦人公論』1918年5月号、「母性保護問題に就て一再び与謝野晶子氏に寄す」『婦人公論』1918年8月号、「現代家庭婦人の悩み」『婦人公論』1919年1月号、「戦後の婦人問題」『大阪朝日新聞』1919年1月2日朝刊、「婦人労働問題と種族問題」初出不明、「男女同一賃金の要求に就いて」初出不明。

⁷⁵ 前掲・平塚「日本における女工問題」174、181、182頁。

のよき指導者となるべき人の出て来ること」を望み、その指導者が「女工の教育機関としての若しくは女工に対する一種の啓蒙運動としての労働組合を起し、彼等を教育し、彼等の自覚を喚起し、他日彼等自身によつて本当の意味の労働組合を起し得る基礎を造ること」を期待した⁷⁶。

まさに女工問題について考察を深めていた最中の1919年8月21日に梅田きよへ宛てた書簡は書かれた。この中で平塚は自ら職業婦人や女子学生を支援する施設に取り組みたいと明らかにしたのである。女工問題が後に新婦人協会として実現する構想へと平塚を駆り立てたのだと考えられる⁷⁷。その意味で新婦人協会は、構想された当初において、権利の獲得ではなく、啓蒙のための組織であった。その主な対象は、女工を含んだ「下層階級の一般労働婦人」だったのであろう。

そして新婦人協会の創立が発表される1919年11月に至って平塚は、「知識階級」の中に同志となりうる女性が現れたことを述べ、自らが運動の先頭に立つことを公に宣言した。婦人会関西連合会で代読された「婦人の団結を望む」の中で次のように述べた。

「中級階級の婦人」が「内生活の革命若しくは自我の改造」を叫んだ「十年といふ準備時代」が過ぎて「見るべき学識あり才能ある幾人かの尊敬すべき婦人」が現れた「今こそ日本の婦人が団結して实际的の運動を開始すべき時」である。しかし、「今日の日本の婦人界の如く各自孤立の状態にあるのではいかに個人として力があつても、その力を社会的に、又は社会的勢力として活動させることが出来ません」。そして「男子中心の社会」において未解決の問題は「男子と

⁷⁶ 前掲・平塚「日本における女工問題」194頁。

⁷⁷ 1919年の工場の視察で「女工たちから聞いた話などはかなりはげしくわたくし〔平塚〕の心を打ち」、「もういつまでもたんなる思想文芸運動にひとり満足し、落着いてはいられないあるものを強く感じてくるばかりでした。団結へ！行動へ！わたくしの心はだんだん大きく波打ち、そうして押し上げられていきました」。「こうして大正九〔1920〕年…新婦人協会が創立されました」と平塚は言う（平塚らいてう「婦人戦線に参加して」『婦人戦線』1(2)、1930年4月号（平塚らいてう著作集編集委員会編『平塚らいてう著作集』第5巻、大月書店、1984年、175-176頁））。また、自伝においても「労働婦人」の「指導」「覚醒」のための「準備教育の必要」を工場見学で「痛感した」と述べる（前掲・平塚『元始、女性は太陽であった』51-52頁）。

全く異なる婦人の智恵、婦人の見解の加へられることによつて、そこに新たな解決を見るであります」と⁷⁸。

つまり「中級階級の婦人」の中に少数の同志となりうる者たちが現れたと考え、彼女たちを「社会的勢力」とするために団結を呼び掛けた。「中級階級の婦人」の「自覚」した一部が「知識階級の婦人」だったと考えられる。新婦人協会は、「知識階級の婦人」の団結のための構想だった。また「知識階級の婦人」ではない「中級階級の婦人」を含めた「中流下流の婦人」について言及されていないことを考えると、「中流下流の婦人」は少なくとも組織化の対象ではなかったと考えられる。むしろ

「下層階級の一般労働婦人」と同じく啓蒙の対象であったのだろう。

創立趣旨書では「本協会の主なる事業」として8つが挙げられているが、第一に「女学生並に職業婦人」に「社会問題婦人問題を理解し解決するに必要な基礎知識を与へる」ことが目指された。この他にも女性のために、(二)「婦人問題」の講演会、(六)集会のための講堂建設、(七)寄宿所の設置、(八)諸施設の設置を挙げている⁷⁹。まさに啓蒙と指導のための組織だった。それゆえ女性参政権運動に取り組むことには言及がなかった。

それではなぜ平塚は、選挙権獲得の前提と言える啓蒙活動が始まらないうちに治安警察法第5条改正の運動を始めたのか。前述した遠藤清子からの助言という外的要因だけでなく、運動が社会の輿論に影響を及ぼすことに注目したことが要因だと考えられる。既に見たように平塚は輿論喚起の必要を認めていた。1920年1月6日の協議会の後、平塚は新聞・雑誌上で協会の事業を説明する中でこのことを明らかにしている⁸⁰。

第42議会へ花柳病男子結婚制限法制定と治安警察法改正の2つ請願することを、協会が第一に取り組むべき事業に挙げる。そして治安警察法について、請願書の内容に基づき第5条改正の必要性を説き、「其害のみあつて益のない法

⁷⁸ 前掲・平塚「婦人の団結を望む」。

⁷⁹ 前掲・「新婦人協会」の創立に就いて」。

⁸⁰ 平塚雷鳥〔平塚らいてう〕「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止 今議会へ請願せんとする二件(1)」『大阪朝日新聞』1920年1月7日朝刊。これは1月11日まで連載され、後に「治安警察法第五条の修正と花柳病男子の結婚制限」として平塚らいてう『女性の言葉』教文社、1926年に収録される。著作集では初出不明。

律は廃止するより外ないのでありませうから、私は私共のこの請願が必ず達せられること、信じてゐます」と、その見通しを語った⁸¹。「婦人参政権〔選挙権〕が既に世界的承認を得、日本に於ても最早民間に於ては男女を問はざる普通選挙要求の叫びを聞く今日」では、「婦人の政治的結社へ加入し、政談集會に會合し、若くはその發起人たることの自由」は当然に認められるべきものだった。「近き将来に於て…取りかゝらうと考へてゐる参政権〔選挙権〕要求の積極的運動の一つの予備」としてこの請願することを決めたと言う⁸²。

平塚は、選挙権のない女性にとって法律の制定・改廃に僅かでも影響を与える請願運動を行うことが「今日の場合止むを得ない」と考えていた⁸³。しかしながら、権利の獲得ということ以上に「一般婦人の（同時に社会の）注意を喚起し、輿論をつくることに努め」ることこそ平塚にとっては重要であった。請願が達せられても「それ丈で、私共の目的が真に達せられたものではありません。寧ろ私共はこれ〔請願〕をこの問題〔治安警察法第5条改正と花柳病男子結婚制限法制定〕に対する一般社会と婦人の自覚を促すための一手段としやうと考へてゐるものなのですから、これと同時に他方に於てもつと積極的な且根本的な運動をもはじめやうとするものであります」と考えていた⁸⁴。また、たとえ請願の目的が達せられなくとも、「取扱はれた問題に対する社会的自覚を促し、根本的改造への道を開く手段ともなる」とも言う⁸⁵。

つまり平塚は社会に対する輿論の喚起と女性の「自覚」を促すという啓蒙的な役割を請願運動に期待した。普選運動の活発化によって治安警察法は容易に

⁸¹ 平塚雷鳥〔平塚らいてう〕「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止 今議會へ請願せんとする二件(2)」『大阪朝日新聞』1920年1月8日朝刊。

⁸² 前掲・平塚「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止(1)」。

平塚は「もし今、議員たちが普選熱の高まっているこのとき、婦人の前に完全に閉されている政治への門戸をほんの少し許りあけてほしいという、婦人側のこの要求を代表して、五条改正案を提出してくれるものならば、実にうれしいことだとおもわずにはられません」と、盛り上がる普選運動が第5条改正に作用することを期待していたようだ（前掲・平塚『元始、女性は太陽であった』77頁）。

⁸³ 前掲・平塚「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止(1)」。

⁸⁴ 平塚らいてう「新婦人協会の事業に就て」『早稲田文学』171、1920年2月1日、39頁。著作集未収録。

⁸⁵ 前掲・平塚「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止(1)」。

改正されるであろうと予想した平塚は、もうすぐ得られるであろう権利を行使する実力を女性が養成するために、啓蒙の手段として請願運動という方策を採用したのだ。

平塚は、新婦人協会を「知識階級」の女性の団体として構想した。母性保護論争以降に「母の仕事」を重視した平塚にとって、「母性保護」を目的とした花柳病取締や女工問題のほうが女性参政権よりも重要な問題であったが、次第に「母性保護」には選挙権が必要であることを認識し始めた⁸⁶。だが、平塚はあくまで請願によって改正の意思を表明すれば、容易に女性の政治活動の自由—治安警察法の改正は認められると考えており、治安警察法改正の請願運動は輿論の喚起と「知識階級以外」の「中流下流の婦人」の啓蒙を重要視して開始された。

第2項 奥むめお・市川房枝の場合

平塚に対して奥むめおと市川房枝は、新婦人協会結成頃に女性参政権運動についていかなる考えを持っていたのか。まず請願運動という方法について検討する。

奥は1920年2月1日に発表した「婦人界の新運動—新婦人協会の創立」のなかで、請願の内容について、同日に発表された平塚の「新婦人協会の事業に就て」と同趣旨の説明をしている。平塚は請願運動の役割を輿論の喚起と女性の啓蒙として捉えていた。奥は請願運動を「婦人自身の啓蒙のために、又現在の政治家の自覚を促す一手段ともなることが出来」と言い⁸⁷、奥と平塚は認識を共にしていた。

だが、少なからぬ違いも確かに存在していた。奥は「現行のまゝの代議政治の価格に就いて疑問を抱いて」おり、「請願運動の直接の効果については疑うべき余地のないではない」と、代議政治そのものの疑義から目的実現におけ

⁸⁶ 平塚は、花柳病男子結婚制限法制定を「一般的取締ではなく、専ら婦人の立場から、殊に結婚前自己を純潔に保つた道徳的婦人の立場から、正しき結婚によつて罪なき妻とこれから生れやうとする子供とが、夫たり、父たらんとする男子から屢々蒙る花柳病の惨禍を防止し母体と子供とを保護すると共に、人類の実質的向上を計ろうとする企て」であると説明する（前掲・平塚「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止(2)」）。

⁸⁷ 奥むめお「婦人界の新運動—新婦人協会の創立」『労働世界』5(2)、1920年2月1日、47頁。

る請願運動の有効性を疑っていた⁸⁸。一方で、市川は請願運動が「最上のもの理想的のもの等とは無論考へて居りません」とは言うが、請願を通じてしか「婦人が直接政治上に関して云ふことは出来ないのです」とやむを得ない選択であると考えており⁸⁹、平塚と同じ考えであった。現在行われている代議政治を否定的に評価する奥と市川・平塚の間には、議会運動について少なからぬ温度差が認められよう。

また、平塚は、新婦人協会の活動とりわけ治安警察法改正運動を、将来的に女性の選挙権を要求する際の下準備と考えていた。だが、奥は新婦人協会の活動がゆくゆくは女性の労働運動へと展開していくことを期待していた。盛んだった労働運動が停滞していくなかで「若しこの新婦人協会が近き将来に必ず蜂起すべき健実にして根柢を持った婦人労働運動の苗床ともなることが出来たら、如何に喜ばしいことであらう」と言う⁹⁰。平塚にとって女性の労働問題への着目は「母性保護」の一環であり女性の啓蒙のために運動を起こす契機であったが、奥にとっては労働運動こそ主たる課題であり、協会の運動はそれへの階段であった。平塚が「知識階級」の女性の団体として構想した新婦人協会が、女工を含めた「下層階級の一般労働婦人」を組織化していくことを、奥は視野に入れていたと考えられる。

市川について、平塚が「母性保護」の立場から花柳病男子結婚制限の問題を取り上げていたことに「あまり興味がなかった」と後年語っている⁹¹。だが、平塚は花柳病男子結婚制限だけでなく女性選挙権の要求をも「母性保護」の観点から構築していたことを鑑みると、市川は平塚とは異なる論理で治安警察法の改正を正当化していると考えられる。第42、43議会を振り返るなかで治安警察法を次のように論じた。

⁸⁸ 前掲・奥「婦人界の新運動」47頁。

⁸⁹ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（上）」24-25頁。

⁹⁰ 前掲・奥「婦人界の新運動」47頁。

⁹¹ 前掲・市川『私の婦人運動』17-18頁。ただ、興味が無いと言いつつも市川は「拒婚同盟と貞操問題に就いて不品行なる紳士閥に宣言す」『女の世界』1921年6月という記事を書いている（枝松栄「解説—市川房枝の成長過程と婦人参政権運動 1920（大正9）～1923（大正12）年」市川房枝研究会編『市川房枝の言説と活動 年表でたどる婦人参政権運動 1893-1936』市川房枝記念会女性と政治センター出版部、2013年、13-14頁）。

治安警察法は、女性を「人間並みではない低能児扱ひ」し、議会傍聴を認める一方で演説会からは追い出して、その理由を「婦人であるが故にいけない」とする。これは「不合理な矛盾した非立憲的な法律」である。「五条が存在してゐてはこの主張〔女性の選挙権の要求〕さへ公衆の前で述べる事が出来ないのですから、何よりも先にこれを修正しなければならぬ」らず、「五条の修正は婦人参政権〔選挙権〕にいたる第一歩であり準備」であった⁹²。

市川は女性に選挙権を認めるべき理由として、第一に、「婦人に関する事柄は婦人でなければ判らないし、婦人自身で考へなければならぬ」。第二に、女性が改正や制定を望む法律は「一々現在の様に男子の議員に頼み廻つてゐてはとてもらちがあきません」。だから、女性が選挙権を得なければ「目的を達する事が出来ない」と言う。そして「婦人と云ふ立場から又母といふ立場から、婦人も亦政治に携はる必要が、否権利があると信じて居ります」と述べた⁹³。

すなわち市川の治安警察法への批判点は「不合理な矛盾した非立憲的な法律」であることにあった。それゆえ政治活動の自由は「必要」からではなく「権利」として要求される。

さらに、立法を通じた目的実現のための手段として女性選挙権を位置づけた。なぜなら「婦人に関する事柄は婦人でなければ判らない」からであった。女性が女性であるために政治から排除されることを批判する市川の主張において、「母と云ふ立場」に言及はあるが、これが女性参政権の正当化において大きな位置を占めないだろうことが予想される。

さて、1920年1月6日の協議会で審議・修正を経た治安警察法第5条修正の請願書を確認することで、新婦人協会としての主張と、これまでに検討した創立者3人の主張との関係を見る⁹⁴。

まず指摘しなければならないことは、請願書は政治活動を「政事的知識」を得る機会と捉えていることである。女性が選挙権を活用する実力を養う手段として請願運動を始めた平塚の運動戦略を反映して、政治活動は学びの機会と見做されたと考えられる。

⁹² 前掲・市川「治安警察法第五條修正の運動（上）」24-25頁

⁹³ 前掲・市川「治安警察法第五條修正の運動（上）」25頁。

⁹⁴ 以下、請願書の文面は前掲・市川「治安警察法第五條修正の運動（上）」26-27頁から引用する。

請願書では、改正すべき理由として8つが列挙されたが、そこには特徴的な主張がある。それは女性が「その女らしき思想と感情」を家庭や社会に実現するには、政治にまで関係せねばならず、そのため改正が必要であるというものである。家庭において「政事的知識」の習得は、「夫のよき相談相手」「子供のよき教育者」である「新しき良妻賢母」の一つの資格であり、これを欠くとき女性は「淑徳」を全うできない。また、家庭と職業を両立させねばならない今日の女性にとって、「政事的知識」は「実生活上の必要事」であり、政治上・立法上の権利を持たないことは大きな不利となるという。女性に特殊な主張を社会に反映させねばならないという見解は、平塚や市川に共通していた。

社会に対してだけでなく家庭においても「政事的知識」が必要であるとされ、「新しき良妻賢母」の資格として女性の「淑徳」と結びつけられた。このことは「頑迷者」からの反対を防ぐためという理由で協議会での審議にて請願書に盛り込まれた⁹⁵。この決定に至った背景には、明治後期に遠藤清子らが行った運動の挫折があった。平塚は、彼女らの改正法律案が貴族院で否決された理由を次のように分析した。すなわち「婦人に政治思想を与へることは日本固有の婦人の美德と相容れ」ず、結果として「家庭の円満を欠く」と反対したと言う⁹⁶。これを見るとき、政治活動は女性の「淑徳」を害するのではなく、むしろ全うするのに必要と主張されたのは、政治家からの反対を防ぐ意図があったことは明白である。

このほか改正すべき理由として、女性の政治活動を禁止することの不正義や、それによって生じる矛盾を挙げる。たとえば女性を「政事的に無知」と言いながら「政事的知識」を与えることを拒むことは矛盾している、というものである。

⁹⁵ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（上）」26頁。奥も「一般の人の故なき反対を予防しやうといふので」書き入れたと言う（奥むめお「我国に於ける婦人参政権運動史（2）」『新使命』2（2）、1925年2月1日、92頁）。審議の様子は「該法〔治安警察法〕制定の当初日本婦人の淑徳、家庭を害すとの杞憂に依つて決定されたことは不当だ吾々は寧ろ家庭を重んじ婦徳を完成すべく該法修正を望むと主張して条理を尽く」したと報じられた（前掲「昨夜らいてう宅の会合 女権拡張の第一声を挙ぐ 参政主張と一結婚法の改正」）。

⁹⁶ 前掲・平塚「新婦人協会の事業に就て」40頁。また「婦人に是等のこと〔政談集会の会同・発起と政治結社の加入〕を許したならば次に必ず選挙権を要求するに至るであろう、それでは困る」と貴族院が反対したとも述べている（40頁）。

またとりわけ注目すべきは、女性選挙権が世界でも日本でも当然視されはじめており、治安警察法を存置することは「時代の趨勢」に反する、という主張である。請願書の確定後に平塚もこのことを一般に説明していた⁹⁷。海外での女性選挙権実現の知らせや普通選挙運動の興隆は、新婦人協会の運動を後押ししたのだ⁹⁸。

以上のように、平塚、奥、市川の3人は治安警察法改正で一致してはいるが、論理や運動戦略にはいくつかの差異が見られる。第一に、運動の目的は啓蒙か権利獲得か。平塚と市川はともに治安警察法改正運動を女性選挙権への準備と捉えたが、平塚は改正を見越して広く社会や「中流下流の婦人」の「自覚」を促すための一手段として請願運動に取り組んだ。平塚において啓蒙のためのより効果的な手段が発見されたとき、請願運動は放棄されうるものだった。だが、市川にとっては、女性選挙権に先立つ公衆の前で意見表明するための「権利」を獲得するための運動であった。

第二に、主張の立脚点は母なのか、女性なのか。彼女らは男性を基準にした権利や社会を拒否した。だが、市川が「女性として」の権利を求めた一方で、平塚は子を持つ「母として」の権利が保護されることを希求していた。

第三に、平塚は「知識婦人」の団結と協力によって運動を進めようとし、「中流下流の婦人」は啓蒙される存在に過ぎなかった。この点、市川の考えは明らかではないが、協会の労働運動への発展を望んだ奥は「下層階級の一般労働婦人」を将来的な組織化の対象として想定していた。

男性優位の社会を拒否し、その是正に向けて治安警察法改正を目指すことは、新婦人協会を結束させる力となる。しかし、自らを「女性」と位置づけるのか、それとも「母」とするののかは軽視し得ない差異であり、また「階級」という問題

⁹⁷ 前掲・平塚「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止(1)」。

⁹⁸ 本文で示したものの以外には、政治活動の禁止は「社会的正義に悖る不公平なこと」で「健全な若は真正な文化の発展を害」する。実際に女性が政談集会に会同し発起人になる例があり、法文が「無意義なもの」となりつつある。新聞雑誌や議会傍聴を許しながら政談集会のみを禁止することや、女性を「政事的に無知」と言いながら「政事的知識」を与えることを拒むことは矛盾している、と改正すべき理由が述べられている（前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動(上)」27頁）。市川が治安警察法を「不合理な矛盾した非立憲的な法律」を批判したことと共通した主張であると言える。

は組織の拡大の方策をめぐる対立を惹起するだろう。これらは協会にとって遠心的に作用する可能性を秘めていた。

「女性として」の特殊性に立脚する新婦人協会の批判者であったのが与謝野晶子だった。運動とは距離を置きつつも女性参政権の主唱者の一人だった与謝野は、女性選挙権の実現に向けて男性による普通選挙運動への合流を呼び掛けた。新婦人協会へ回収されない与謝野の女性参政権構想はいかなるものだったのか。

第3項 与謝野晶子の場合

1901年の歌集『みだれ髪』の刊行以後明星派の代表的な歌人として歌壇に地位を築いてきた与謝野は、1915年1月号の雑誌『太陽』に「婦人界評論」という常設欄が新設され、そこの寄稿者となってから本格的な評論活動を開始した。与謝野の評論は、男性か男性と同じ書物を読むような意識を持った女性を対象に書かれており、女学校教育を受けることのできない女性一般を啓蒙する意図はなかったとされる⁹⁹。

母性保護論争で与謝野は国家からの「母性保護」に反対したが、その背景には人間の生活の価値を「母たること、父たることに偏依させて考えることには賛成出来ない」という信念が存在した。それゆえ「精神的にも経済的にも、自労、自活、自立、自営する可能性を持っている個人が、父にせよ、母にせよ、妻にせよ、国家の保護によって受動的な、隷属的な生き方をするのは、個人の威厳と自由と能力を放棄する意味において反対」した。女性の経済的独立は、女性自身の「労働」によってしか叶えられなかった¹⁰⁰。

この時期、与謝野は女性参政権運動に向けて行動を起こすことを期待されていた。堺利彦は与謝野への私信の中でこれを勧めた¹⁰¹。堺は与謝野がまだ思想的に上昇し得ること、論壇として大衆への影響力を持っていたことに着目した

⁹⁹ 大木基子「与謝野晶子と大正ジャーナリズム」田中浩編著『近代日本におけるジャーナリズムの政治的機能』御茶の水書房、1982年、157頁。また、与謝野の言論活動に注目した近年の評伝として、松村由利子『ジャーナリスト与謝野晶子』短歌研究会、2022年がある。

¹⁰⁰ 前掲・香内「「母性保護論争」の歴史的意義」32-34頁。

¹⁰¹ 与謝野晶子「逆風航跡」『太陽』1919年1月（「堺枯川様に」として与謝野晶子『激動の中を行く』アルス社、1919年8月に収録。225-226頁）。

のだ¹⁰²。だが、与謝野は「實際運動」は行えないと答えた。その理由は、第一に、日本の婦人が無関心であり、「知識階級」の婦人ですら「母性保護」問題に熱中しており、同志がいないこと。第二に、10人の子供の養育のために余裕がないことであった。前者に関連して、与謝野は「文筆の上から個人的にするつましやかな運動」を実践運動として続けていくことを宣言し、「無関心」状態を解決する評論活動を志向した¹⁰³。平塚は輿論の喚起とともに「中流下流の婦人」への啓蒙を志向したのに対して、与謝野は輿論喚起にのみ取り組むことを考えたと言える。これが平塚と与謝野の間で運動の組織化に進むか否かを分ける分水嶺となった。

しかしながら、与謝野は女性参政権に否定的であったわけではなく、むしろ積極的な主唱者であった。与謝野は、今井嘉幸を例に「婦人の参政権〔選挙権〕を除外した普通選挙論」を厳しく批判した。「人類の半数を占めて、国民としての義務を男子と共に分担する婦人が、文化生活のすべての体系に於て機会均等の権利を剥ぎ取られ、男子の隷属者として第二次的の規制的生活に甘んじねばならないと云ふ不法偏頗な生活」である。「男女の性別に依る制限を撤廃してこそ初めて我国の普通選挙が国民全体の意志を代表したものと云ふことが出来る」と¹⁰⁴。また、与謝野の議論において、選挙権は「国民が国民たる第一の資格として正当に享有すべき権利」とされる。女性選挙権の要求は「女子のみの問題」ではなく、男性に対して「我国に於て現に唱へられて居る普通選挙の中の重要な項目の一つとして主張されることを望」み、女性へ向けでは「私達婦人が個人個人で参政権〔選挙権〕の必要に就て自省して見ると云ふことが何よりの確実な女子参政権運動である」と呼び掛ける¹⁰⁵。

このように与謝野は、性別による制限が無く生活における全てを男女が分担することを理想とした。男女が分担すべき権利として選挙権も位置づけられた。しかし、小山静子氏によると、ここには男性は理想の生活を営んでいるという

¹⁰² 堺利彦「婦人界の三思想家—与謝野晶子—平塚明子—山川菊栄」『女の世界』1918年10月（鈴木裕子編『堺利彦女性論集』三一書房、1983年、351-359頁）。

¹⁰³ 前掲・香内「『母性保護論争』の歴史的意義」38-39頁。

¹⁰⁴ 与謝野晶子「似非普通選挙運動」（1919年2月稿）前掲・与謝野『激動の中を行く』217-218頁。

¹⁰⁵ 与謝野晶子「普通選挙と女子参政権」（1919年2月稿）前掲・与謝野『激動の中を行く』203-204、207、213頁。

暗黙の前提が存在しており、男性のあり方を理想化してできた権利を女性も享受すべきであるという発想と理解することができるという¹⁰⁶。

ところで与謝野のなかで女性選挙権の優先度は必ずしも高くはなかった¹⁰⁷。以前は、女性が「独立自治の個人」になるためには「日本婦人の現状に考へて本末輕重を云へば、教育と労働の自由は第一の必要、恋愛と言論と享樂との自由は第二の必要、参政の自由は最後の必要である」と、選挙権を最下位に置くこともあった¹⁰⁸。だが、白熱する普通選挙運動に直面すると、「私〔与謝野〕は婦人も進んでこの運動〔普通選挙運動〕に参加することは、かの基督教婦人の慈善運動や、少年禁酒運動や、廃娼運動以上に緊急の必要を持つて居ると考へてゐるのです」、なぜなら「一旦婦人参政権〔選挙権〕の回復を遂行さへすれば、それに依つて今よりも幾倍か容易に実現され得べき運動であるからです」と語る¹⁰⁹。与謝野の表現に揺れがあるのは確かだが、これは俄かに普選問題が政治課題となろうとしている時に併せて女性選挙権を要求すれば実現可能性が高いと見たからであろう。どちらも男性の運動へ寄りかかったものではあるが、与謝野は選挙権の実現に向けた言論戦略を変化させ、女性に「参政権〔選挙権〕の必要に就て自省」を求めるのではなく、女性は進んで普通選挙運動に参加することを呼び掛けはじめた。

この頃、1918年12月から翌年3月まで開会された第41議会では、普選法案と呼べるものではなかったにせよ、政友会、憲政会、国民党がそれぞれ選挙法改正案を提出しており¹¹⁰、与謝野は議会の動向を注視していた¹¹¹。第42議会が開会される1919年12月になると、憲政会は最高幹部会にて「独立の生計を営む」ことを条件にした普選案を決定したが、党内急進派からは激しい反対に遭っ

¹⁰⁶ 小山静子「与謝野における女性解放思想—良妻賢母主義教育批判を中心に」『女性学年報』4、1983年、56頁。

¹⁰⁷ 前掲・与謝野「普通選挙と女子参政権」202-203頁。

¹⁰⁸ 与謝野晶子「女子と自由」（1916年4月稿）『我等何を求むるか』天弦堂書店、1917年、114頁。

¹⁰⁹ 与謝野晶子「婦人も参政権を要求す」（1919年2月稿）前掲・与謝野『激動の中を行く』200頁。

¹¹⁰ 第41議会での選挙法改正案の提出に関わる動きは、前掲・松尾『普通選挙制度成立史の研究』132-138頁。

¹¹¹ 前掲・与謝野「婦人も参政権を要求す」188-189頁。

た¹¹²。年が明けて1月20日、憲政會議員総会にて普選法案が議論され、島田三郎は「独立の生計」の制限の削除を主張し、島田を受けて尾崎行雄は「女子を男子と差別的待遇を為すは理由を為さざるを以て、女子も男子同様選挙権を賦与するを至当と認む」と主張したのであった¹¹³。

かかる動向を受けた与謝野は、野党内から男女普通選挙の要求が出たとともに、同時期に新婦人協会の計画が発表されたことを喜んだ¹¹⁴。与謝野は、「女子の参政権〔選挙権〕を認容した普通選挙が政界の急進分子から唱へられて居る今日、治安警察法第五条の修正を第一声として新婦人協会が活動の端緒を開くことは、最もその時機と方法とを得て居ると思ひます」と述べた¹¹⁵。つまり女性選挙権を認める男性が政界に現れた今こそ、協会は目的である治安警察法改正を達成できると考えたのである。

だが、請願運動が協会の当面の活動であることが公表されると、与謝野はその運動方針に疑問を呈した。治安警察法改正について第5条のみを取り上げて女性の政治活動の自由を求めるのではなく、「現下の問題となつて居る普通選挙の要求と関連して、女子の参政権〔選挙権〕をも認容した普通選挙運動の目標の下に、全国の婦人団体を糾合されることであらうと期待して居」たと、若干の失望を明らかにした¹¹⁶。なぜなら治安警察法の問題は「男女の性別を問はない所の普通選挙さへ実現するなら、おのづから解決されて仕舞うふべき問題」と考えていたからであった。それゆえ政治活動の自由から選挙権へと段階を踏むことは、与謝野にとって「順序が顛倒されて居るやうに思はれ」た¹¹⁷。与謝野は普通選挙運動によって男女平等の普通選挙さえ実現すれば治安警察法の問題は解消され则认为、女性の政治活動の自由を取り上げるのではなく、新婦人

¹¹² 兼近輝雄「第四二議會への普選案の上程と各党の態度」『早稲田政治経済学雑誌』156、1959年、120-121頁。

¹¹³ 「憲政会記事」『憲政』3(2)、1920年2月、61-62頁。

¹¹⁴ 与謝野晶子「歳末の感想」『横浜貿易新報』1919年12月28日（内山秀夫・香内信子編『與謝野晶子評論著作集』第18巻、龍溪書舎、2002年、277-279頁）。

¹¹⁵ 「新婦人の総同盟 多望なる今年の我が婦人界 男子も来つて助けよ 与謝野晶子女史の談」『東京朝日新聞』1920年1月3日朝刊。

¹¹⁶ 与謝野晶子「新婦人協会の請願運動」『太陽』1920年2月（『女人創造』白水社、1920年、174-176頁）。

¹¹⁷ 前掲・与謝野「新婦人協会の請願運動」174-176頁。

協会が普通選挙運動へ協力することを望んだ。

与謝野は、選挙権も含めた生活の全てが性別による制限が無く男女に分担されることを理想としていた。しかし、多数の男性が「同じく社会生活の協同成員である女子に対しては何物をも平等に分配することを拒んで居る」現状では、「過渡期の変態として、手近なる必要のために、女子のみの団体的勢力を作り、その勢力を利用して、或は女子の積極的意思を主張し、時としては男子の不公平に対抗して女子の正当防衛を計るのも、また已むを得ない臨機的手段である」と言う¹¹⁸。

つまり与謝野においては、性別に基づいた抑圧だけでなく、性別に基づいた権利の主張さえ否定的に扱われる¹¹⁹。この立場からは新婦人協会が女性あるいは母であることに基づいて唱えたような女性参政権の特殊性は拒否される。与謝野の女性参政権（とりわけ選挙権）論は、与謝野がその登場を喜んだ男女平等の普選論であったと考えられる。したがって、男性の側から男女平等の普通選挙が唱えられたとき、与謝野はこれに協力することを運動戦略として選択した。

論理の上では、普選論と新婦人協会の女性参政権論は相容れないものであった。なぜなら普選論においては女性という契機が後景に退くため、女性あるいは母としての立場からの女性参政権を主題化しえないからである。しかし、運動の面においてはある程度の連携可能性は残されたと考えられる。ただし、男性普選論者が女性参政権の必要性を認めるように説得することを除けば、それは女性参政権運動を社会的に認知させるために、当時頻繁に開催された演説会などに出席してその存在を訴えるという限られたものであっただろう。

¹¹⁸ 与謝野晶子「女子の団体運動」『婦人公論』1920年2月号（前掲・与謝野『女人創造』166-167頁）。

¹¹⁹ 「母性保護」の観点から行われた花柳病男子結婚制限法制定の請願は、この立場からは当然に批判される（与謝野晶子「最近の感想」『横浜貿易新報』1920年1月11日（前掲『與謝野晶子評論著作集』第18巻、286-287頁））。

第3章 新婦人協会の対議会運動

第1節 第42回帝国議会

第1項 請願運動

請願用紙は、協会の賛成者、各婦人会、全国の主な女学校、桜楓会の本部及各支部、矯風会の本部及各支部、知人等に送られた。京都のPL会、名古屋の桜楓会、婦人矯風会の各支部などから多くの返送があり、署名は総数2057名に及んだ¹²⁰。

京都PL会は、京都大学教授厨村白村の妻蝶子と『中外日報』記者植田ましゑが幹事となり、京都大学教授の妻たちが中心になって、1919年7月に創立された女性団体である¹²¹。桜楓会は、平塚と奥の出身校である日本女子大学の第一回生によって1904年4月に発足した組織で、同窓生により運営されていた¹²²。婦人矯風会は、1886年12月に女子学院の初代院長であった矢島楯子を中心に設立されたキリスト教系の女性団体で、禁酒・廃娼運動で知られていた。平塚の言う「知識階級の婦人」は、教育を受けたり社会運動に取り組んだりするようなこれらの女性たちを想定していたと考えられる。

第42回帝国議会では、数回に分けて治安警察法第5条の修正の請願書は衆議院に提出された。1920年2月9日に富田幸次郎(憲政会)、2月11日に根本正(政友会)によって提出され、2月24日には鈴木梅四郎(国民党)に請願書が手渡されたが、26日の解散のために提出されなかった。貴族院へは鎌田栄吉を通じて2月15日に提出された¹²³。

¹²⁰ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（上）」27-28頁

¹²¹ 高木正江「新婦人協会と京都PL会」前掲『新婦人協会の研究』116頁。PL会は平塚が新婦人協会の創立を発表した婦人会関西連合会に出席しており、その後帰京までの間に平塚はPL会を訪問している（前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄（上）」45頁）。

¹²² 桜楓会の詳細については『桜楓会八十年史』桜楓会、1984年。当時、1908年の森田草平との栃木県塩原への家出事件（塩原事件）をきっかけに平塚は桜楓会から除名されていた（差波亜紀子『平塚らいてう』山川出版社、2019年、27-29頁）。

¹²³ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（上）」28頁。花柳病男子結婚制

2月7日提出分の請願書は、2月23日に開かれた衆議院請願第二分科会で審議された。紹介議員の富田の代理として荒川五郎（憲政会）が、提出された請願書に基づき趣旨の説明を行った。政府委員の内務省警保局長川村竹治は、「政治結社と云ふやうなものは、継続的に其運動をするのであって今日我が国の政治上に於て又女子の今日の状態に於てまだ是等を許すまでの程度に達して居らぬと政府は考へて居る」として、結社加入について尚早論を説いた。一方で、政談演説の傍聴は「段々時勢の変化に伴うて、相当考慮を要するものだと考へて居ります、今直ちに之を改正する考もありませぬけれども、将来に対しては相当考慮を要するものと考へて居ります」と、将来的に改正を検討する可能性を示した。

だが、この説明は議論を改正の方向へは促さなかった。斎藤紀一（政友会）は、イギリスの女性参政権運動のような「熱心」な活動を日本の女性が行うべきではないと主張し、また「今其知識の発達程度竝に生活状態、其他一般家庭上の事も鑑みずして、之に直ちに政権を許すと云ふやうな事は、我々は大に考慮を要する問題と思ひます」と述べ、政府への参考送付が異議なく可決される。主査南澤宇忠治（政友会）は「政府は此点に付ては尚考慮すると云ふのですからして、兎に角参考送付として、益世界の大勢に順応せられんことを希望して置きます」と揶揄し、会場では「笑声」が起きたのだった¹²⁴。

このように改正反対論では、女性の政治、教育、生活における状態が十分の程度に達していないということがその主な根拠とされた。協会は請願書の中で「政事的知識」を得るために政治活動の自由を求めていたのであるから、必ずしも有効な反論にはなっていない。しかしながら、男性政治家から賛成を得るには協会はこの問題に取り組ざるを得ないだろう。

市川は請願が当然に採択されるものと考えており、協会は請願委員を一人も訪問していなかった¹²⁵。紹介議員となった富田からは、請願ではたとえ採択に

限法制定に関する請願は、衆議院では2月9日に富田幸次郎（憲政会）、2月23日に山根正次（新政会）が提出し、貴族院では2月19日に三宅秀（同成会）の紹介で提出された（平塚らいてう「花柳病男子結婚制限法制定に関する請願運動」『女性同盟』1、1920年10月9日、31-32頁）。

¹²⁴ 以上、「第42回帝国議会 衆議院 請願委員第二分科 第4号 大正9年2月23日」32-33頁。

¹²⁵ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（上）」30頁。

なっても法律が改正されたり制定されたりするものではない、と助言があったため¹²⁶、請願を提出するとすぐ改正法律案提出の運動に専念しており、参考送付に決定した頃には法律案の提出者も決定しており、この結果を悲しむことはなかったと、市川は語る¹²⁷。

第2項 法律案提出運動

第42議会では1920年2月に請願書を提出すると、平塚と市川は治安警察法の改正法律案の提出を目指して活動を始めた¹²⁸。平塚は「政党色のつくのは好ましくない」と考えていたようで、憲政会の富田幸次郎に相談して「各派連合」での提出を決める¹²⁹。市川は「各派連合」での提出を「各派の有志議員の共同提案」と説明するが¹³⁰、平塚によれば特に「各派の進歩的らしい議員をえらんで」訪問したという¹³¹。実際に、政友会の松田源治、小久保喜七、根本正を訪問して提出者になることを依頼したのだが、3人とも賛意は示しながら提出者を辞退したため、すぐに「連合の計画」は困難となった¹³²。

「それなら憲政会の人だけだつてかまはない」と憲政会を訪ねるが、「幹部の承認を得なければならぬので面倒故、いつそ今治警十七条の改正案を出す事になつてゐるから、それに五条を加へて貰ふ事にしたらどうか」と提案され、それに従って憲政会の総務江木翼、斎藤隆夫、小山松寿、樋口秀雄、桜井兵五郎に尽力を依頼した¹³³。だが、彼らからも第17条改正案とひとまとめにしたも

¹²⁶ 前掲・市川『私の婦人運動』21頁。前掲・平塚『元始、女性は大太陽であった』77頁。

¹²⁷ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（上）」30頁。

¹²⁸ この頃奥は妊娠7ヶ月程であったため、平塚と市川が衆議院や議員の自宅を訪問したという（前掲・市川『私の婦人運動』21頁）。

¹²⁹ 前掲・平塚『元始、女性は大太陽であった』77-78頁。党派性の問題については第43議会における運動戦略を語る場面でより明確になる。

¹³⁰ 前掲・市川『私の婦人運動』21頁。

¹³¹ 前掲・平塚『元始、女性は大太陽であった』78頁。

¹³² 市川房枝「治安警察法第五条修正の運動（中）」『女性同盟』2、1920年11月13日、23-24頁。

奥むめおも「各派連合」を共有していたことを回想しており（前掲・奥「婦人参政権運動史(2)」95頁）、これは新婦人協会の方針だったと言える。

¹³³ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」24頁。

のを提案されたようだった¹³⁴。また、国民党から第5条を含んだ治安警察法全体の改正案が提出されると発表されており¹³⁵、協会は第17条との抱き合わせに同調することを決めた¹³⁶。2月9日には、憲政会と政友会の代議士の他に、国民党の植原悦二郎と鈴木梅四郎を訪問し、「議案として提出されん事」に奔走していた¹³⁷。

植原は、2月12日に改正法律案を提出した¹³⁸。2月19日に行われた審議で植原は、「遠からざる時期」に女性に選挙権を与える必要があり、その「予備行為」として、女性に「政治上の智識」を与へなければならない。議会傍聴や新聞雑誌を通じて知識を得ることを制限しない今日において政治結社加入を認めても差し支ないと述べた¹³⁹。これは治安警察法の改正を選挙権要求に向けた下準備と捉えた平塚や市川の認識と一致しており、政治活動は知識を得る機会であると主張した請願書と認識を共有した内容となっている。

ところで治安警察法第17条は、団結加入・同盟罷業・団体交渉に際し「暴行、脅迫若は公然誹毀」を、同盟罷業に際し「誘惑扇動」を禁止した規定で、労働運動弾圧に用いられていた。1900年の第14議会における治安警察法制定当時から労働運動の指導者からは批判の声が上がっており、その後は知識人や法学者がこれに加わるなど、普通選挙とともに重要な課題と考えられていた¹⁴⁰。

憲政会では、江木が1900年から労働組合公認の必要を説いていた。党としても「労働組合法其他労働に関する諸般の制度を設け現行法を改正し以て労働問題の解決に努むへし」という項目を政策に掲げ、1919年12月28日の政務調査会労働問題特別委員会は具体的立案を江木に委嘱している¹⁴¹。だが、結果として、

¹³⁴ 前掲・奥「婦人参政権運動史(2)」95頁。

¹³⁵ 「治安警察法 国民党改正案」『東京朝日新聞』1920年1月25日朝刊。

¹³⁶ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動(中)」24頁。

¹³⁷ 「新しい婦人を代表して 雷鳥さんが請願書 昨日の議会に提出 花柳病男子の結婚と治安警察法第五条の修正とに飽まで正当な要求」『国民新聞』1920年2月10日。「新婦人協会請願提出」『婦女新聞』1030、1920年2月25日。

¹³⁸ 「治警削除 国民党より提出」『国民新聞』1920年2月13日。

¹³⁹ 「第42回帝国議会 衆議院 本会議 第15号 大正9年2月19日」269-271頁。

¹⁴⁰ 伊藤孝夫「第二章 治安警察法第一七条問題」『大正デモクラシー期の法と社会』京都大学学術出版会、2000年、116-126頁。

¹⁴¹ 前掲・伊藤「治安警察法第一七条問題」150頁。

憲政会では治安警察法改正案の提出は見送られることになる。憲政会では労働問題として治安警察法改正が処理され、改正法律案は第17条の改廃が争点となっており、また友愛会も第42議会対策として「治安警察法については、昨年同様極力第十七条撤廃のため演説会請願運動等を全国的に行う」ことを決めていたため¹⁴²、治安警察法改正問題において女性の政治活動の自由は議論されなかったと言える。

第17条との抱き合わせによる改正案の不成立を見越した協会は、これとは別に第5条だけの改正法律案を提出するために、「主となる提出者を中立に求める事」を決めた。まず黒須龍太郎（無所属）に依頼し、黒須は提出者の一人となることを承諾したが、「自分は矢面になるのは冷笑されるからいやだ」とのことだった¹⁴³。押川方義（無所属団）は「婦人が参政権を得ると国が亡びる」と反対した。秋田清（新政会）は会派として賛成し、提出者の候補として児玉右二（新政会）¹⁴⁴を紹介する。児玉はこれを引き受け「とにかく政友会の方にもあたたて見て何とかしませう」と答えた。その後、児玉は政府や憲政会、政友会の有志と会合し提出の準備を進め、新婦人協会も憲政会と政友会を訪問し、17条と一緒にあれ別であれ改正法律案を提出すること、またその際は「自由問題」とすることを依頼した¹⁴⁵。

2月25日朝、松田源治（政友会）から、28日の本会議後に約25名の有志が5条改正案に就いての協議会を開くとの知らせがあった。しかし、26日に突如議会解散となり、第42議会での改正法律案提出は頓挫する。

以上、第42議会における、新婦人協会による治安警察法第5条改正の請願運動と法律案提出運動を確認した。

新婦人協会は、「知識階級」の女性から請願書の署名を集めた。改正の実現には法律案の提出が有効であることを教えられた協会は、提出に向けて動き出す。

¹⁴² 前掲・松尾『普通選挙制度成立史の研究』169-174頁。

¹⁴³ 黒須は女性を含めた普通選挙制の実施を主張していた（黒須龍太郎「婦人と政治知識」『婦女新聞』1020、1919年12月7日）。

¹⁴⁴ 児玉は、2月24日に新政会を離脱し無所属となる（衆議院・参議院編『議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部』衆議院、1990年、266頁）。

¹⁴⁵ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」24頁。奥むめお「我国に於ける婦人参政権運動史(3)」『新使命』2(5)、1925年5月1日、64-65頁。

法律案を提出する際に、新婦人協会は当初「各派連合」を志向していた。これは憲政会と政友会の双方から「主たる提出者」を得て法律案を提出するという計画であったと言える。請願書の作成や法律案提出を決めるにあたって憲政会の富田幸次郎の協力を度々得ていた点、また、政友会から提出者を得ることに失敗した後に「それなら憲政会の人だけだつてかまはない」と語っていることから、憲政会に期待していたことが分かる¹⁴⁶。だが、優先して政友会代議士へ訪問したところを見ると、議会多数派かつ与党である政友会の存在を軽視することはできなかったようである。その後、政友・憲政・国民から提出者を得ることが不可能になると「中立」を頼った。これは前記三党に所属していない議員が「主たる提出者」となり、既成政党は党としてではなく個人として「自由問題」で賛成する方式であった。しかし、「中立」議員にしても法律案が可決されることを考えるならば、政友会や憲政会からの協力は必要であった。それゆえどのような形式であれ法律案を提出するということまで譲歩せざるを得なかった。

かかる過程において法律案提出への困難は大きく2つあった。第一に、代議士の党議拘束である。憲政会に賛成者はいたが、「幹部の承認を得なければならぬ」からと、提出者を選出するには至らなかった。これは他党においても同様の事情があるだろう。憲政会と政友会から有志の提出者を得る「各派連合」を維持する限り、法律案を提出は難しい。同じことは第43議会においても発生することになる。

第二に、治安警察法が労働問題として扱われていた点である。当時最大の労働組合として知られた友愛会は第17条の改正に注力し、憲政会は労働政策の一環として治安警察法改正を位置づけていた。それゆえ労働運動との協調は女性参政権問題としての政治活動の自由を後景化させてしまうため、戦略として採用される余地はほとんどなかった。男性による運動との連携が望めないなかで、新婦人協会は女性の政治活動を争点化しなければならなかった。

¹⁴⁶ 解散当日の議席を見ると、総議席381中、政友会162議席、憲政会118議席であり、政友会は過半数を占めていなかった。それゆえ政友会を排除した改正案の提出に期待しえたと考えられる。前掲『議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部』267頁。

第3項 新婦人協会への批判と応答

第42議会の運動を経た1920年4月、平塚は与謝野の協会批判に対して応答した。政治活動が禁止されているなかで女性に普通選挙要求の実際運動を行う自由は無く¹⁴⁷、男女普選が実現してこそ治安警察法改正が実現するという与謝野の見通しは「書齋裡の樂觀的空想」であると難じた。与謝野は「急進分子」が男女平等普選を唱へたことに希望を見たが、「それがどの程度まで真面目なものかも疑問であるばかりか、極めて少数であつて、矢張り多数政治家の頭には婦人といふことなどは全く問題にもされてゐないのが今日の有様」だというのが、第42議会を経た平塚の実感だった。普選案が上程された2月14日の衆議院本会議で島田三郎、植原悦二郎が、国民全般の選挙権ということを繰返しながら女性に言及しなかったことを例に挙げた¹⁴⁸。

議員が女性参政権に取り組もうとしない背景には、女性参政権を扱う議員に対する冷やかしかがあると平塚は指摘する¹⁴⁹。ある議員が平塚に対して語るところによると、治安警察法第5条の撤廃には大賛成だが、「こと婦人に関するだけに、周囲からも、世間からも、異様に見られなければならない。あの男は女のために大変熱心だといってひやかされたり、疑われたりしなければならない」という¹⁵⁰。冷やかしが男性議員に新婦人協会への協力を躊躇させていたことが

¹⁴⁷ 3月4日、平塚は市川と京都 PL 会幹部榎原弥生とともに、神田青年会館で行われた「思想家の時局観」と題する政談集会を傍聴するが、警官に見つかり、翌5日に神田錦町警察署から治安警察法第5条違反として呼び出され、取り調べを受けた。弁護士の布施辰治に相談し、4月16日には区裁判所検事局に召喚、取り調べを受けるが、後日不起訴となったという（前掲・市川『市川房枝自伝』59-61頁、前掲・市川『私の婦人運動』33-34頁）。

¹⁴⁸ 以上、平塚らいてう「新婦人協会の議会運動について与謝野晶子氏にお答えします」『中央公論』1920年4月（前掲・平塚『女性の言葉』513-516頁）。

¹⁴⁹ 江原由美子「からかいの政治学」（『増補 女性解放という思想』筑摩書房、2021年）は、1970年代のウーマンリブ運動が浴びせられた「からかい」「嘲笑」「冷やかしか」の構造・機能を分析している。青鞥を含む第一波フェミニズムにおいても同様な「からかい」があったことに言及している。

¹⁵⁰ 平塚らいてう「卑劣なる男子の態度」『婦人公論』1920年4月（前掲・『平塚らいてう著作集』第3巻、130頁）。奥も同様の体験を記している（前掲・奥「婦人参政権運動史(2)」95-96頁）。

分かる¹⁵¹。社会における女性に対する行動規範に「反する行動をあえてした男子」が、「彼の属する男子社会」から、非難や反感、軽侮や嘲笑を受けたのであった¹⁵²。

「全く道理以外のかういふ馬鹿気なこと」のために、新婦人協会の運動に「殆ど総てが理論上賛成」で、中には「男女平等の普通選挙の主張者さへあつた」にも拘らず、法律案の提出者を得るために20日間もの時間と労力を要したことで、「婦人に対する我が国一般男子の態度も亦改められなければならない」ことを平塚は改めて認識した¹⁵³。社会に対する輿論喚起は依然として重要な課題であったと言える。

男性の状態がこのようなとき、「男女を問はざる普選の実施の如きは今後なほ或る年月と婦人自身の容易ならぬ奮闘にまたねばならぬ一大難事で、決して二三の急進婦人の力によつてなし得られることでなく、多数の力—即ち多数婦人の団結力によるより外ないのです」と、平塚は考えた¹⁵⁴。

¹⁵¹ 引用したもの以外にも前掲・平塚「卑劣なる男子の態度」には議員の証言が掲載され、自伝の中でも触れられている（前掲・平塚『元始、女性は太陽であった』78頁）。

また、冷やかしは男性から男性へだけ行われるわけではなく、女性も冷やかしをする主体や対象になった。奥は「協会のなかでも外でも、わたしのそうした姿を応援してくれる人と、悪口をいう人と二通りあった」。「男性ばかりの議員を訪問すると、よくやじをとばされたり、からかわれたりしてそれがいやだったが、わたしの赤ん坊はそうしたわずらわしさから、わたしを救ってくれることにもなった」という（前掲・奥『野火あかあかと』54頁）。

¹⁵² 前掲・平塚「卑劣なる男子の態度」131頁。社会における女性に対する行動規範とは、平塚の言葉では「日本の男子社会における婦人に対する男子の態度についての間違った考え方」と言われている。これは「婦人または婦人に関する問題にはなるべく耳をかさないようにすること、おおいに耳をかしている時でも少なくともそうでないように装うこと、また万一耳をかすにしても本気でかさないこと、少なくとも馬鹿にして聴いているように装うこと、そうしなければ男子としての威厳もしくは優越感が傷つけられるように考えていること」だという（131頁）。

¹⁵³ 前掲・平塚「卑劣なる男子の態度」132頁。

¹⁵⁴ 前掲・平塚「新婦人協会の議会運動について与謝野晶子氏にお答えします」516-517頁。

協会は2月21日に神田青年会館で第1回講演会を行うが、それはまさに「多数婦人の団結力」を示すためであった。「普選熱が院の内外に著しく勃興して、演説会に議院訪問に盛なデモンストレーションが行はれて」いるなかで、訪問する議員からも「もつと多数で押寄せて来なければ駄目だ、もつと院外の氣勢をあげなければ、議員の神経を刺激する事は出来ない」と言われていた¹⁵⁵。男性の登壇者には植原悦二郎、黒須龍太郎、大庭柯公、大山郁夫が選ばれ¹⁵⁶、協会側からは市川、遠藤、山田わかが出席した¹⁵⁷。しかしながら、約500名の聴衆のうち女性は三割ほどで、「聴衆の大部分は男、まだ―我国の婦人が斯うした問題に如何に冷淡なるかを感じしめる」と報道された¹⁵⁸。

第2節 第14回衆議院議員総選挙と第43回帝国議会

第1項 発会式と選挙応援

1920年2月26日、首相原敬は衆議院を解散した。憲政会案、国民党案、院内普選実行会案という3つの選挙法改正案が衆議院に上程され高まった普選論に対抗して、原は議院解散を断行した。原は、単なる議会での否決では普選運動は次期議会ですらに盛り上がる虞があること、普選運動に「現在の社会組織に

¹⁵⁵ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」24-25頁。奥も「当時、普通選挙権獲得運動は盛り上がっており、西洋からは続々と、婦選獲得の知らせがもたらされていた」と述べており、普選運動が演説会の開催を後押ししたことに間違はない（前掲・奥『野火あかあかと』48頁）。

¹⁵⁶ 植原は「日本の婦人に今直に選挙権を与ふる事は困難、先づ治警第五条の撤廃より進めよ」と説き、大山は「吾々は婦人の優劣を論ずるよりも婦人も参与し得る政治を創造するのが希望である」と論じた（「婦人も与り得る政治を創造せよ―その癡聴衆は男ばかり昨日新婦人協会の演説会」『東京日日新聞』1920年2月22日朝刊）。

¹⁵⁷ 山田は「家庭擁護の為に婦人の参政を叫び米国婦人が政権に参して失敗したのは男子の模倣なるが為めで婦人は女性としての立場から権威ある政見を持たねばならぬ」と、男性の模倣ではなく女性の立場を強調した（「婦人参政の叫び 新婦人協会第一回講演会 昨日神田青年会館にて」『東京朝日新聞』1920年2月22日朝刊）。

¹⁵⁸ 「婦人も与り得る政治を創造せよ―その癡聴衆は男ばかり昨日新婦人協会の演説会」『東京日日新聞』1920年2月22日朝刊。

向て打撃を試んとする趣旨」があると危険視していた¹⁵⁹。

3月10日、新婦人協会は前議会で協力を得た前代議士へ謝意を伝えることを目的に招待会を催した。代議士側の出席者は、富田幸次郎、荒川五郎、鈴木富士弥、桜井兵五郎（妻の寿々子¹⁶⁰が同伴）、根本正、児玉右二（妻の真子が同伴）で、前代議士6名のうち4名が憲政会の代議士であった。協会側は平塚、奥、山田わか、塚本なか子、吉田清子が出席した¹⁶¹。

協会はこの招待会を以て第42議会の議会運動を終わらせ、発会式の準備に取り掛かり始める。会員へ創立趣意書を送り、賛同者になり得る人物を訪問し、会場の手配を行った。3月23日には、男女合わせて200名の賛助者名簿を添えて招待状を賛助者に発送した¹⁶²。

3月28日、上野精養軒にて新婦人協会発会式が行われた。70名余りが参会し、約20名は男性であった¹⁶³。市川は参加者について「社会主義者から自由主義者、保守的立場の人たちまで、いろいろの顔合わせだったが、いずれも婦人問題は理解のある人たちであった」と、広範な立場の人物が集ったと振り返ってい

¹⁵⁹ 1920年2月20日の条、原奎一郎編『原敬日記』第5（首相時代）、福村出版、1965年、217頁。前掲・松尾『普通選挙制度成立史の研究』181-183頁。

¹⁶⁰ 桜井寿々子も協会に賛同した一人だったようで、彼女は「勿論賛成で請願書には喜んで署名調印を致した位です女子を未定年者と同等に取扱て政治的集会に立入る事を禁ずるのは誠に不都合でございます普通選挙が実行され、ば勿論斯うした不都合な条令は消滅して仕舞うでせうが其の以前に於ても一日も速かに修正されなければなりませんと思ひます平塚さんからの御依頼がありましたので存じて居りますが方々にも署名を求めましたが婦人に代つて署名された御主人もなか〜多うございました」と語る（「婦人にも政治的集会の自由を 治警第五条の修正は急務…と櫻井代議士夫人 鳩山春子女史熱心に説く」『国民新聞』1920年2月16日）。

¹⁶¹ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」26頁。

¹⁶² 前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄(上)」46頁。また規約の作成にあたって、3月19日に市川が森鷗外を訪問し、鷗外から添削を受けたという（前掲・市川『私の婦人運動』25頁。大正9年3月19日の条、森鷗外「委蛇録 大正九年庚申日記」『鷗外全集 著作篇』第21巻、岩波書店、1938年、470頁）。

¹⁶³ 「場所馴れぬ座長さんが質問に怯んだり 昨日賑かに産声あげた新しい婦人の協会 らいてう女史の鮮やかな斡旋 当日の白眉渡辺夫人」『東京朝日新聞』1920年3月29日朝刊。

る¹⁶⁴。

開会の辞は坂本真琴が担当し、式の座長には市川が就いた。綱領、宣言、規約が議決された。評議員は市川によって指名され、加藤さき（加藤時次郎の妻）、平山信子、山田わか、坂本真琴、吉田清子、田中孝子、田中芳子、矢部初子、塚本なか子、山田美都子が選ばれた。理事は規約に則って、発起人である平塚、市川、奥に決定した¹⁶⁵。

評議員は、規約ではその選出方法と1年任期ということ、今後は正会員である評議員から理事が互選されることが定められているにすぎず、特に権限に関する規定は存在しなかった¹⁶⁶。だが、発会式で選出された評議員10名のうちの7名が1月6日に開かれた協議会に参加しており¹⁶⁷、その協議会では第41議会に提出する請願書を審議していたことを考えると、評議員は意思決定を担う機能を期待されていたと言えるだろう。平塚によると、実際に発会式以降、協会の方針は評議員会からの賛成を得なければ実行できなくなっていったようである¹⁶⁸。

4月28日に開催された第1回評議員会において総選挙にて応援を行う承認を得て¹⁶⁹、理事たちは第14回衆議院総選挙での候補者の応援活動を開始した。この決定の背景には「現在の議会制度を是認し、これによつて事をなさうとするならば、どうしても我党の士を多数議員に送らなければなりません」という考えがあった¹⁷⁰。

¹⁶⁴ 前掲・市川『市川房枝自伝』64頁。

¹⁶⁵ 前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄（上）」46-47頁。

¹⁶⁶ 「新婦人協会規約」『女性同盟』1、1920年10月9日。

¹⁶⁷ 平山信子（夫の六之助が代理として出席）、吉田清子、田中孝子、田中芳子、矢部初子、塚本なか子、山田美都子。

¹⁶⁸ 前掲・平塚「新婦人協会の回顧」284頁。

¹⁶⁹ 前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄（上）」48頁。この評議員会では、総選挙の応援の他に、協会が最初に着手すべき事業として「研究部を組織し、各部会を開いて各種問題の研究は初めること」、「各種問題についての講演会を開くこと」、「実際運動をすること」、「各地方の有力なる婦人団体と一層連絡を計ること」、「機関雑誌「女性同盟」を発刊すること（遅くも九月迄に）」が協議された。

¹⁷⁰ 前掲・市川「創立より女性同盟発刊まで（上）」49頁。前掲・奥「婦人参政権運動史(3)」60-62頁。

応援にあたっては「政党政派に拘泥することなく、一般的な婦人の立場から婦人問題に理解ある人士」ということが基準となった¹⁷¹。29日から1週間、推薦する代議士の推薦状、推薦広告、推薦文、代読原稿等を起草し、発送した¹⁷²。推薦状は、これを希望する候補者に発行した。このとき、応援した候補者の「運動員の中に、女に応援して貰ふなんて人聞きが悪い」と反対した者がいたようである¹⁷³。

依頼があった候補者のうち植原悦二郎の推薦状の内容が判明している¹⁷⁴。それによると、「婦人は次代の創造者であり、教育者」であるため、「婦人問題」は「民力の根源に関する重大な問題」で「国家社会の充実を期する」ものとされ

¹⁷¹ 前掲・奥「婦人参政権運動史(3)」62頁。また、この方針のため、同選挙区の候補者を応援することになり、東京一区で三輪田元道(政友会)と鈴木梅四郎(国民党)の推薦が重複した。奥むめおは「有権者側より、一体どうしろと云ふのかと嫌味やら、苦情やらを持ち込まれたりもした」と述べている(前掲・奥「婦人参政権運動史(3)」62頁)。

¹⁷² 市川房枝「協会日誌抄」『女性同盟』1、1920年10月9日、53頁。この作業は短期間で進められたため、「この間僅かに五六日、随分眼を廻しました。数名の会員の方々に手伝つていたゞきましたが、尚二三日は徹夜してしまひました」と苦労した様子が語られている(前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄(上)」49頁)。

ところで治安警察法で禁止された活動のほかは戸別訪問などの選挙運動に女性が参画することは禁止されていなかった。この点、手塚雄太氏が、候補者家族とりわけ妻による選挙運動が広がっていく過程を分析している(手塚雄太「戦前日本の選挙運動と候補者家族」『国学院雑誌』123(10)、2022年)。推薦状を発行する以外に新婦人協会による選挙活動として、鈴木梅四郎宅への平塚の訪問(「総選挙運動拝見記 国民党にだつて金持は居ます 路の砂糖漬と選挙違反 雷鳥女史が応援の相談 鈴木梅四郎氏」『東京朝日新聞』1920年5月4日朝刊)、4月27日に嘉悦女史の商業学校内での女子教育関係者が中心となった三輪田元道、宮田脩の後援会への平塚と市川の出席(「立場は違つても女子の為に応援せねばならぬ三輪田宮田の御両所」『東京朝日新聞』1920年4月28日朝刊)が報じられている。

¹⁷³ 前掲・奥「婦人参政権運動史(3)」62頁。

¹⁷⁴ 平塚は推薦状を「ほとんど協会の宣伝のような、また選挙を男性啓蒙の手段に利用したようなもの」で応援としての効果は怪しいものだったと振り返る(前掲・平塚『元始、女性は太陽であった』114頁)。

る。「婦人参政権はこれが徹底的解決の爲めの一条件」と言い、女性参政権を「婦人問題」の解決という目的のための手段として位置づける。だが、「婦人に政治上の権利が全く与へられて居」らず、目的実現には「日本婦人は已むを得ず婦人の生活に対し、比較的理解あり、同情ある男子を通じて婦人の意志、要求を僅に自国の政治上に表現するより外ない」というのである¹⁷⁵。

第42議会へ提出された請願書から女性が「次代の創造者であり、教育者」であることにに基づく女性参政権の要求は一貫しているが、推薦状では女性が「次代の創造者であり、教育者」であることが「婦人問題」の「国家社会」における重要性を強調する根拠にもなった。

5月10日に投開票が行われた結果、与党の政友会は総議席464のうち過半数の278議席を獲得し圧勝を収めた。野党第一党の憲政会は109議席と減少し、無所属議員も減少した¹⁷⁶。総選挙の争点は普通選挙導入の是非にあったため、政友会の勝利は普選論の敗北を意味した¹⁷⁷。だが、応援した23人中17人が当選したことを受けて、「我党の士が多数当選」したと見た協会は、第43回議会において6月初めから請願と改正法律案の運動を行うことを決める¹⁷⁸。

¹⁷⁵ 以上、前掲・市川「創立より女性同盟発刊迄（上）」49-50頁。

¹⁷⁶ 前掲『議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部』268頁。

¹⁷⁷ 吉野作造も「数量的に見ては確かに輿論になって居ないと自白せざるを得ない」と語った（清水唯一朗「吉野作造と大正の公論空間—地域メディアでの口述筆記から」『近代日本研究』29、2012年、91頁）。

¹⁷⁸ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」26頁。第42議会から第43議会にわたる当該報告書は、1920年中に市川によって作成されたもので、協会が応援した23名の候補者のうち16人が当選したと言う。その後の関係者による自伝や回顧を見てもこれが踏襲されており、研究書においても同様であった。しかし、本稿作成にあたっての調査によって17人が当選していたことが判明した（表1を参照）。

(表 1) 第14回衆議院議員総選挙の結果

氏名	所属	選挙区	得票数	現職・新人	当落
林毅隆	政友会	香川三区	3674	現職	○
高橋本吉	政友会	秋田三区	2521	現職	○
根本正	政友会	茨城三区	3727	現職	○
鶴澤聡明	政友会	千葉六区	5707	現職	○
松田源治	政友会	大分七区	8261	現職	○
小久保喜七	政友会	茨城十区	5242	現職	○
三輪田元道	政友会	東京一区	1177	新人	×
富田幸次郎	憲政会	東京十六区	3575	現職	×
高木正年	憲政会	東京十三区	5662	現職	○
小山松寿	憲政会	愛知一区	3147	現職	○
荒川五郎	憲政会	広島七区	5248	現職	○
樋口秀雄	憲政会	長野十二区	5201	現職	○
鈴木富士弥	憲政会	静岡六区	4520	現職	○
植原悦二郎	国民党	長野八区	4815	現職	○
鈴木梅四郎	国民党	東京一区	2819	現職	○
星島二郎	国民党	岡山二区	7625	新人	○
今井嘉幸	無所属	大阪三区	948	現職	×
児玉右二	無所属	群馬四区	1666	現職	×
秋田清	無所属	徳島六区	4308	現職	○
永井柳太郎	無所属	石川一区	3305	新人	○
中野正剛	無所属	福岡一区	2597	新人	○
山口正憲	無所属	東京十区	不明	新人	×
宮田修	無所属	東京十一区	不明	新人	×

出典：衆議院事務局編『第十四回衆議院議員総選挙一覧』1914年。
『東京朝日新聞』。

第2項 法律案提出運動

総選挙で協会の運動に理解ある代議士が当選したことで治安警察法第5条の改正法律案の提出に心配はなくなり、「どういふ形で提出するのが目的を一日も早く達する事が出来るか」が課題となった。第5条修正問題は「党派に関係した問題ではない」のにもかかわらず、「党派的感情」の支配する議会では、提

出方法によって「党派に関係した問題」となってしまうからと、総選挙で当選した各党派内の協会賛成者の「各派有志連合」による提出を目指した¹⁷⁹。候補者応援を経て、第42議会で選択した提出形式を実行しやすくなったと言える。

1920年5月以降、野党からは賛成者を集めることに成功した。政友会では、松田源二や高橋本吉は消極的だったが、林隆毅と根本正は提出者になることを、小久保喜七と鵜澤聡明は提出者ではなく賛成者になることを承諾した¹⁸⁰。

これにより「主となつて尽力して下さる方」を「多数党の関係から」政友会に依頼することが可能になった。林と小久保から「高橋本吉君が最も適任」と勧められる。しかし、高橋本人は、自分は「婦人参政権論の主張者」であるが、第43議会では成立の見込みがないため協力できないとのことだった。その理由は、第一に、法律案提出には「代議士会の承認」が必要であるため「他派の人達との連合提出は六ヶ敷し」く、第二に、政友会は議会に絶対多数を占めているため「いゝ事なら自分の派でやらうじやないかと云ふ意見が多いから、可決されまい」というものであった。政友会幹部も同意見とのことで、これを理由に林も提出者を辞退した。「各派有志連合」という「最初の計画」は放棄されることになる¹⁸¹。

政友会からは賛成者だけを得ての提出を考えたと、「政党的感情の禍中に這入る事になる」ため、「提出者を中立の方に願ひ、其他の方を賛成者に願ふ事に方針を変更」し、提出者は中野正剛、松本君平、田淵豊吉、押川方義¹⁸²の4名に決定した。政友会の林隆毅などが中野は「非政友派」だから「政友派の中立者を加へた方が問題のためにいゝだらう」と指摘したため、松本君平と田淵豊吉が選ばれたのであった¹⁸³。

第43議会が開会した6月29日の午後6時、協会は治安警察法改正法律案提出

¹⁷⁹ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」28頁。

¹⁸⁰ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」28頁。

¹⁸¹ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」28-29頁。

¹⁸² 前述のように押川は第42議会において「婦人が参政権を得ると国が亡びる」と言い、協会による治安警察法第5条改正運動への協力を拒否していた。この態度変化の裏には、第14回総選挙にて神戸の貿易商とその妻が押川を応援し、結果として押川が当選したという事情があったという（前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」29-30頁、前掲・奥「婦人参政権運動史(3)」67頁）。

¹⁸³ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」29-30頁。

の相談会を中央亭にて開催した。協会からは、平塚、市川、坂本が出席し¹⁸⁴、代議士は林隆毅、高橋本吉、根本正、永井柳太郎、樋口秀雄、星島二郎、中野正剛、松本君平、田淵豊吉が出席した。その場では松本起草の議案を可決し、憲政会、国民党、「中立」の代議士が署名した。しかし、政友会は当日の午前の代議士会で決まらず幹事一任となっていたため、幹事を訪問することに決まる。国民党は星島、憲政会は樋口、「中立」は松本が賛成者を取り纏めることとなった¹⁸⁵。

翌30日、法律改正案について、政友会の代議士に面会して幹部会の状況を聴取し尽力を依頼した。翌7月1日にも政友会幹部へ面会を試みるが断られ、夕方に鶴澤、林、高橋と面会し、院内総務の鶴澤から今議会では改正案提出に政友会は参加できないと説明された。市川は、「政友会が党議として問題そのものに反対するなら…此度の治警の改正案も予定を変更して堂々と反政友会の人達に提出者になつて貰はふ」と考えた。そこでさらに政友会幹部に面会して「幹部会の真相を聴き、さうして今一度こちらの態度を考へ」ることを決めた¹⁸⁶。議会に絶対多数を占める政友会の治安警察法に関する態度は、改正の実現とそれに向けた運動戦略の選択において軽視できないものだった。

7月2日、岡崎邦輔より、反対者は多くなく政友会で意見調整を行うため一週間提出を見合わせることを求められ、協会はそれに従うことを決めた。この間、他の政友会幹部に訪問し、小久保喜七から「只五条の結社の点が僧侶や教員学生にも関係してゐるので、其点が問題になつてゐる」、大岡育造から「あなた方には緊要だらうが、こちらはもつと重要事項が沢山あるので、さうすぐには出来ない」と説明されたという。5日、岡崎からは政友会の方針はまだ決定してないとのことで、政友会の協力を得られない場合に備え、協会は憲政会、国民党、「中立」だけで調印をまとめた。9日、岡崎からの回答は「傍聴には反対はありません。結社にも大体反対はありません。而し、結社は学生、教員、僧侶も含まれ、それ等からも要求が出てゐるのだから、政府としては一所にし

¹⁸⁴ 奥むめおは6月11日の出産で欠席（前掲・市川『私の婦人運動』37頁）。

¹⁸⁵ 前掲・市川「協会日誌抄」53頁。前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（中）」30頁。

¹⁸⁶ 市川房枝「治安警察法第五条修正の運動（下）」『女性同盟』3、1920年12月1日、28頁。

たい。所がその方は許すにしてもどの程度迄許すか調査しなければならぬ。所がそれには少し時日を要するから此臨時議会では間にあはぬ」という内容のものであった¹⁸⁷。政友会内に反対する者は多くなかったようだが、結社に関わる調査を理由に政友会は改正案提出における協力を辞退した。協会側は「政友会が絶対反対でないと云ふのであるから、今一度譲歩して予定通り進める事に」したという¹⁸⁸。法案の賛成者として署名を得られなくとも、審議の局面において賛成を得られることを期待したと言える。

7月10日、協会の第5条改正法律案は押川、田淵、中野、松本の4名を通じて衆議院に提出された。賛成者として署名した30名中、憲政会17名、国民党8名、無所属5名であった。改正の理由書は、「政治上の知識」は「立憲国民の必要条件」であり、さらに「未来の立憲国民たるべき子供のよき教育者」である女性にとって「立憲的良妻賢母に缺くべからざる資格」であると、冒頭で述べている¹⁸⁹。女性は単に「子供」の教育者なのではなく、「未来の立憲国民たるべき子供」の教育者なのであった。

7月14日、清瀬一郎ほか3名が提出した、国民党による第5条修正を含む治安警察法中改正法律案の第一読会が行われた¹⁹⁰。しかし、政府委員が出席していなかったため、委員会に付託することが決まり、議長指名の9名が委員に選ばれた¹⁹¹。

7月18日、自ら関与した第5条改正法律案の上程を翌日に控えて、新婦人協会は「輿論を喚起すると同時に議会に対しての示威たらしむべく」、第2回講演会として「婦人団体有志連合講演会」を明治会館にて開催した。聴衆の約500名のうち七割が女性だったという¹⁹²。登壇者は、塚本なか子（新婦人協会）、市

¹⁸⁷ 以上、前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（下）」28-29頁。

¹⁸⁸ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（下）」29頁。

¹⁸⁹ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（下）」29-30頁。

¹⁹⁰ 「第43回帝国議会 衆議院 本会議 第11号 大正9年7月14日」201-202頁。

¹⁹¹ 荻亮（委員長）、森格、中島鵬六、益谷秀次（理事）、岩崎幸治郎、小松松寿、鈴木富士弥、清瀬一郎、森下亀太郎（「第43回帝国議会 衆議院 治安警察法中改正法律案委員会 第1号 大正9年7月15日」1頁）。

¹⁹² 「実行の前の烽火 新婦人連の熱弁 婦人参政獲得の運動 昨夜講演会に氣勢を揚げ永井氏の長広告に悦喜す」『東京朝日新聞』1920年7月19日朝刊。他紙では「半分以上は男子が席を占める」と報じられている（「治警第五の撤廃

川房枝(同)、田中孝子(同)、山田美都子(婦人はたらき会¹⁹³)、戸塚松子(赤思社¹⁹⁴)、山内みな(友愛会婦人部)、西川文子(婦人社会問題研究会¹⁹⁵)、衆樹安子(タイピスト組合¹⁹⁶)、与謝野晶子、松本君平、永井柳太郎であった。会場で上程日の傍聴を募ると100人余りが希望し、傍聴券の確保に奔走したという¹⁹⁷。「婦人団体有志連合」の名に相応しく登壇者は様々な女性団体の肩書きを背負っていた。複数の女性団体が参加することで治安警察法改正は幅広い女性の求めるところであると示そうとしたと考えられる¹⁹⁸。

を絶叫せんとして注意され普通の婦人演説会に終る 昨夜明治会館の嬌舌熱舌」『読売新聞』1920年7月19日朝刊)が、男性は登壇者の紹介は女性の同伴のみ入場を許されていたため、市川が回顧するような「ほとんど」が女性ではないにせよ(前掲・市川『私の婦人運動』40頁)、男性よりも女性が多かったと考えられる。

¹⁹³ 婦人はたらき会とは、女性の職の斡旋と時事問題を兼ねた団体として、山田美都子に加え、天野梅野子、藤生貞子の3名によって設立された団体である。雇いたい人を第一種会員、雇われたい人を第二種会員として職業斡旋所で雑用、給仕、看護婦、料理、洗濯などの職種があったという(榊原温子「山田美都子」前掲『新婦人協会の人びと』176頁)。

¹⁹⁴ 矢部初子、戸塚松子、間野チヨ子、宮崎チヨ子を中心に十数名が会員、1920年4月に発会した組織で、婦人問題の研究と調査を中心としているが、今後新婦人協会とも連携して運動にも進みたい、としているという(折井美耶子「赤思社」前掲『新婦人協会の人びと』47頁)。

¹⁹⁵ 婦人社会問題研究会は、西川文子、吉岡弥生、鷺尾よし子、奥むめおの発起で1920年2月14日に設立され、同日に講演会を開会している(「女工等の為に意見を吐く塚本なか子さん 十四日の晩神田青年会館の後援会に出席して ◇ 圧迫を受けて思ふ存分 ◇ 口も利けぬ婦人労働者」『東京朝日新聞』1920年2月3日朝刊)。

¹⁹⁶ タイピスト組合は、タイピストの「共済、職業紹介、福利増進等を計る目的」で組織された(「全国のタイピストの生活安定の為に 今回組合を組織さる ◇ 昨日発会準備会を開く」『東京朝日新聞』1920年3月22日朝刊)。1920年3月27日の創立総会で衆樹は理事に選出された。この総会の参加者1000名のうち八割が女性だったという(織田宏子「衆樹安子」前掲『新婦人協会の人びと』169頁)。

¹⁹⁷ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動(下)」30-31頁。

¹⁹⁸ その様子は「婦人連が如何に政治に興味と理解を持つて来てるかを思はしめた」と報じられた(「新婦人の演説会 永井松本両代議士も応援し 昨夜、神田明治会館に於て」『東京日日新聞』1920年7月19日朝刊)。

講演会の翌日19日、新婦人協会が関与した治安警察法第5条改正法律案が上程された。田淵豊吉の説明の後、改正法律案は先に提出されていた国民党改正法律案と同一の委員に附託されることとなった¹⁹⁹。この日、90名の女性が傍聴し、その中で「同一職業の一番多いのは小学校の女教師です」と市川は語った²⁰⁰。20日、治安警察法委員会の委員である萩亮、益谷秀次、鈴木富士弥、小山松寿、清瀬一郎を訪問し尽力を乞うが、市川は「どうせ握りつぶしの厄にあふ事は判つて居りました」と²⁰¹、法案成立は期待していなかった。

7月21日、治安警察法委員会が開かれた。川村警保局長は、政府側の意見を次のように述べた。政談集会への会同について、「今日我国の女子の現状、並に社会政治上の實際に照して、最早此制限を解くことが必要でなからうか」と述べ、改正に「異存が無い」とした。一方で、政治結社への加入について、「永久に互る所の、継続的の性質を帯びて居る所の政治結社に加入して政治運動をすると云ふことは…先づ政談集会なぞに会合を許して、少くとも彼等の政治上の知識なり訓練なりを経た後にすべきものでないか」と、改正に反対した²⁰²。政談集会は認めた上で、これを「政治上の知識なり訓練なり」を得る機会と捉え、そのような機会を経なければ政治結社への加入は認められないとする。

川村の答弁の背景にあったと思われる警保局の文書は「近時女子教育の普及、新聞雑誌の閲読、最近の思潮の変化に伴ひ女子の社会的地位、自覺に鑑み之か政談集会会同の参加又は之か發起人たるを認むるは將に国情の然らしむる處、特に之を禁止するの要なきか如し」と、政談集会への参加を認めるに至った現状認識を語っている。一方で、政治結社については、「現在女子の政治智識の發達之に伴はず」、加えて「一般社会の要望の存する處に非ず」と改正の必要性を否定し、「現下一般を支配する女子の職分に対する思想を亂し女子教育上社会上意外の弊害を生ずるの虞ありと思料す」と述べる²⁰³。

¹⁹⁹ 「第43回帝国議会 衆議院 本会議 第14号 大正9年7月19日」265-268頁。

²⁰⁰ 「傍聴券を掻集めて治警撤廢の婦人デー ◇新しい洋装のお馴染み振り おしろいの香ひに囲まれて暑さにうだる壇上の田淵さん 定員に三倍の大汗」『東京朝日新聞』1920年7月20日朝刊。

²⁰¹ 前掲・市川「治安警察法第五条修正の運動（下）」32頁。

²⁰² 「第43回帝国議会 衆議院 治安警察法中改正法律案委員会 第2号 大正9年7月21日」4頁。

²⁰³ 「女子ノ政社並政談集会参加ニ関スル制限撤廢ニ付テ」（R8-228「政治運動団

以後委員会は会期中に開催されず廃案となる。

総選挙を契機に新婦人協会の運動戦略には2つの変化があった。第一に、協会に理解ある人物を総選挙を通じて議会に送り込むという戦略が効果のあるものと認識されたことである。第二に、議会多数派の政友会への説得工作が運動の大半を占めたことである。平塚は「ことに特別議会において政友会幹部を動かすため、幹部の一人一人を早朝彼らの外出前にその自宅に襲い、昼は昼で議会に詰めきりで、守衛の咎めるのもおかまいなしに名刺を突きつける、夜は夜で彼らの揃いも揃って遅い帰宅を十一時十二時まで待ち受けて面会を強要する」と第43議会を振り返っている²⁰⁴。

法案提出に際しては党派的感情への懸念が強かったが、必ずしもそれを固守したわけではなかった。それゆえ「各派有志連合」を志向しながら「主力」には政友会を据えており、それが実現できないと判明すると「中立」を「主力」に置いた。ただし、それも政友会が党議としては治安警察法改正に反対ではないということを前提にしていた。

このとき新婦人協会はより男性政治家からの容認を得られるような女性参政権の論理を用意せねばならなかった。当初第42議会では、女性が「夫のよき相談相手」・「子供のよき教育者」となるために「政事的智識」を得る機会として女性の政治活動の自由を求めた。第14回総選挙での推薦状では、女性が「子供のよき教育者」であることを理由に「婦人問題」の「国家社会」における重要性を強調し、その解決の手段として女性参政権を要求した。第43議会の改正案提出に際して、女性がその「よき教育者」となる子供とは「未来の立憲国民たるべき子供」とであると説明された。すなわち、協会によって、女性が「子供のよき教育者」であることを論拠として女性参政権が「国家社会」において重要なものであるという主張がなされていったと理解できる。

第3項 治安警察法改正への見通し

与謝野は、新婦人協会による改正法律案が上程される1920年7月19日に先立ち、治安警察法の改正の必要性を論じていた。すなわち「只今普通選挙が男子のみに制限された一種の階級選挙の要求である限り、私達婦人は、第一に人間

体調」所収)『小橋一太関係文書(書類の部)』国立国会図書館憲政資料室所蔵。

²⁰⁴ 前掲・平塚「新婦人協会の回顧」282頁。

としての立場から『女子参政権〔選挙権〕』を要求せねばならず、その第一着手として治安警察法第五条撤廃の運動に努力せねばなりません」と²⁰⁵、治安警察法改正運動の意義を認めるようになった。

従来の批判者からも協会に対して好意的な意見が出はじめたが、第43議会においても治安警察法を改正することは叶わなかった。だが、改正への兆しが確かに見えてきた。閉会後に川村警保局長は新婦人協会に対して「第二項の傍聴の方は、解禁していゝと思ひます。これは誰だつて反対する人はありません。結社の方は、今のところ賛否半々位ですが、まあ、一つ宛解いてゆくのですね。とにかく成るべく早く解禁されるやうに尽力しませう」と語ったという²⁰⁶。政談集会への会同を禁止した第5条第2項であれば改正に向けて尽力しようという声が、政府側から上がったのだ。政談集会の会同の解禁への展望が開けてきた一方で、政治結社加入を禁止した第1項の改正は難しかった。政友会からは学生、教員、僧侶との兼ね合いを理由に第1項の改正は先送りされた。したがって、新婦人協会にとっては、治安警察法第5条の中でも第1項は放棄し、改正が望める第2項の改正運動へ注力するという選択肢が現実化することになる。

新婦人協会は8月10日に第2回評議員会を開催し、そこで常務員は有給となり、機関誌は10月創刊とすることが決定した²⁰⁷。加えて市川は来る第44議会に向けて「花柳病男子に結婚禁制」と「治安法の改正」とに就いて少し内容を改訂したいと望んで居りますので、今から草案の工夫に思ひを凝してゐます」と明かした²⁰⁸。

2つの議会を経てもなお治安警察法の改正ならともかく、自身にとってより優先度の高かった花柳病男子結婚制限法の制定さえ実現できなかった平塚は、性別を理由に投票権を否定することを禁じた合衆国憲法修正第19条の批准が8月18日に成立したという報を受け、次のように語った。「米国婦人の幸福は之

²⁰⁵ 与謝野晶子「治安警察法―第五条の撤廃を要求する理由」『横浜貿易新報』1920年7月18日（前掲『與謝野晶子評論著作集』第18巻、306-309頁）。

²⁰⁶ 奥むめお「我国に於ける婦人参政権運動史(4)」『新使命』2(6)、1925年6月1日、94頁。

²⁰⁷ 市川房枝「創立より女性同盟発刊迄(下)」『女性同盟』2、1920年11月13日、49頁。

²⁰⁸ 「新婦人協会の新活動 今秋から冬へ 『女性同盟』の創刊＝女教員大会批判＝四十四議会への請願」『読売新聞』1920年8月27日朝刊。著作集未収録

〔女性選挙権の実現〕に依つて増進され、其影響は英国其他の文明国にも波及する所が多いに違ひないが、我国の婦人には左程の事はないでせう、夫れは日本婦人は刻下のもつと差迫つた問題の為に四苦八苦の形で婦人参政権の如き勿論必要とは認めても今実行せねばならぬ程になつて居りません、殊に日本現代の婦人は直に外国の声に倣うことのみ能事とはしない、随つて一般的の影響は余り受けなからうと思ひます」と²⁰⁹。依然として平塚にとって女性参政権のなかで選挙権の優先順位は低かった。

第4章 おわりに

以上の分析を経て本稿は次のようにまとめることができる。

女性選挙権が次々に実現した当時の国際的な潮流、第41議会以降に政友・立憲・国民の三党からたびたび選挙法改正案が提起されるという国内の政治状況は、日本の女性たちの間に女性参政権への期待を広げた。

そのような中で女性参政権構想を具体化させたのが、平塚らいてうと与謝野晶子であった。平塚は、母と子の権利獲得のための手段として選挙権を捉え、「知識階級の婦人」による「下層婦人」の指導のための組織として新婦人協会を構想した。一方で与謝野は、性差を廃した「人間」の権利として選挙権を定位し（その「人間」とは男性を普遍化して作られたものであったが）、輿論喚起に向けた評論活動に取り組んだ。

新婦人協会内部では、創立者の平塚、奥、市川が様々な異同を含みながら、治安警察法改正に向けた対議会運動において戦略を共有した。改正法律案提出では、党派性を免れることを重視して各党からの有志議員による共同提出を目指した。これが挫折すると「中立」議員を中心にした提出へ戦略を変容させる。ただし、そこでは議会多数派の意向は無視し得なかった。とりわけ第14回衆議院総選挙で圧勝した政友会の存在は大きく、第43議会では政友会への説得工作が運動の大半を占めたという。また、選挙における候補者推薦の有効性を認識したが、これは後の婦選獲得同盟の活動へと引き継がれていく。

ところで運動戦略は女性参政権の正当化言説といかなる関係にあったのか。

²⁰⁹ 「日本婦人への影響 必要とは認むるも即行と迄切迫せず 米国では当然の成行 ◇平塚雷鳥女史談」『東京朝日新聞』1920年8月20日朝刊。著作集未収録。

平塚は、困難に直面した女性（母）たちの権利擁護のために選挙権の必要性を認めたが、それゆえ「母性保護」に賛同した女性が組織に集い、請願書において署名を集めることができた。また、次第に女性の政治活動の自由を要求する根拠づけにおいて、国家との関りが明確化していったが、男性政治家に対してその国家における有用性を示そうとしたのだと考えられる。

一方で、与謝野を見ると、彼女は当初から新婦人協会に批判的だった。性別による差別なく男女が生活の全てを分有すべきという与謝野の理想は、女性運動に特有の意義を認めず、「母性」に基づく参政権（選挙権と政治活動の自由を含む）の要求を否定する。与謝野によれば、政治活動の自由よりも選挙権を優先し、すでに男性らの手によって行われている普選運動の下に統合されるべきだった。与謝野からの批判は、新婦人協会に戦略の変更を迫ったとまでは言えない。だが、協会は普選論者を講演会に招き、また彼らへの説得を優先していたことは、普選運動と協力せよという与謝野の主張を確かに視野に捉えていたのであろう。

だが、与謝野の路線では参政権要求において女性という契機は後景に退く。普選運動との協力はかえって女性参政権の実現を遠退かせる危険性も孕んでいた。また、治安警察法改正は当時の政界では労働問題としての位置を与えられていた。それゆえ女性の政治活動の自由が真面目な議論の対象になることは稀で、労働運動との協力も容易には望めなかったのである。ここに、新婦人協会は運動のさらなる活発化に際して、女性を取り込むための独自の論理が必要とされるのであった。

さて、最後に新婦人協会の今後の展望を示す。

普選運動や労働運動との連携の困難に直面した新婦人協会は、運動を進めるにあたって女性の中からその協力者を得ねばならなかった。このことは与謝野も指摘している。「協会の中堅となる婦人を或程度の人数だけ揃へて、それを以て内部を堅めることを先としないで、賛成員と云ふ、無実力な、無責任な義理一遍の虚名的協力者を多く作られた事をも私は遺憾に思ひます。従来例に由ると、賛成員などと云ふ者が如何に沢山あつても何の役にも立たないものです」と²¹⁰。

²¹⁰ 与謝野晶子「最近の感想（抄）」『横浜貿易新報』1920年4月3日（前掲『與

新婦人協会は、1920年10月9日、機関誌『女性同盟』を発刊した。そこで組織拡大にあたって女性教員の組織化を図っていることが明らかにされた。市川は全国女教員会へ働きかけ、平塚は女性教員による支部設立のために地方講演を行った。だが、組織拡大は容易には進まなかった。新婦人協会は社会主義陣営からの分断工作に遭遇する。山川菊栄は社会主義の下への職業婦人の結集を呼び掛けたのである。常々「母性」の偏重を批判していた与謝野は、「女流の評論家では、長谷川〔如是閑〕先生と同じく徹底した女子解放論を忌憚なく発表して、常に私達に教へられる」人物であると、山川を高く評価しており²¹¹、批判者としての山川の登場をすでに暗示していた。

組織化の理論を備えた山川の登場に前後して平塚と市川は運動の第一線から離脱する。新婦人協会はその象徴を失いながら奥むめおを中心に辛うじて治安警察法の一部改正を達成した。しかし、皮肉にも目標達成によって緩やかに保たれていた運動のコンセンサスは崩壊し、新婦人協会は解体に至る。新婦人協会は設立当初から内外に火種を孕みながら活動したが、解体とともにそれは新たな団体結成への伏線となっていく。

※本稿は2022年度「若手研究者による社会と文化に関する個人研究助成（鳥井フェローシップ）」による成果の一部です。

謝野晶子評論著作集』第18巻、293-294頁）。

²¹¹ 与謝野晶子「過去一年の回顧」（1920年12月稿）『人間礼賛』天祐社、1921年、221頁。